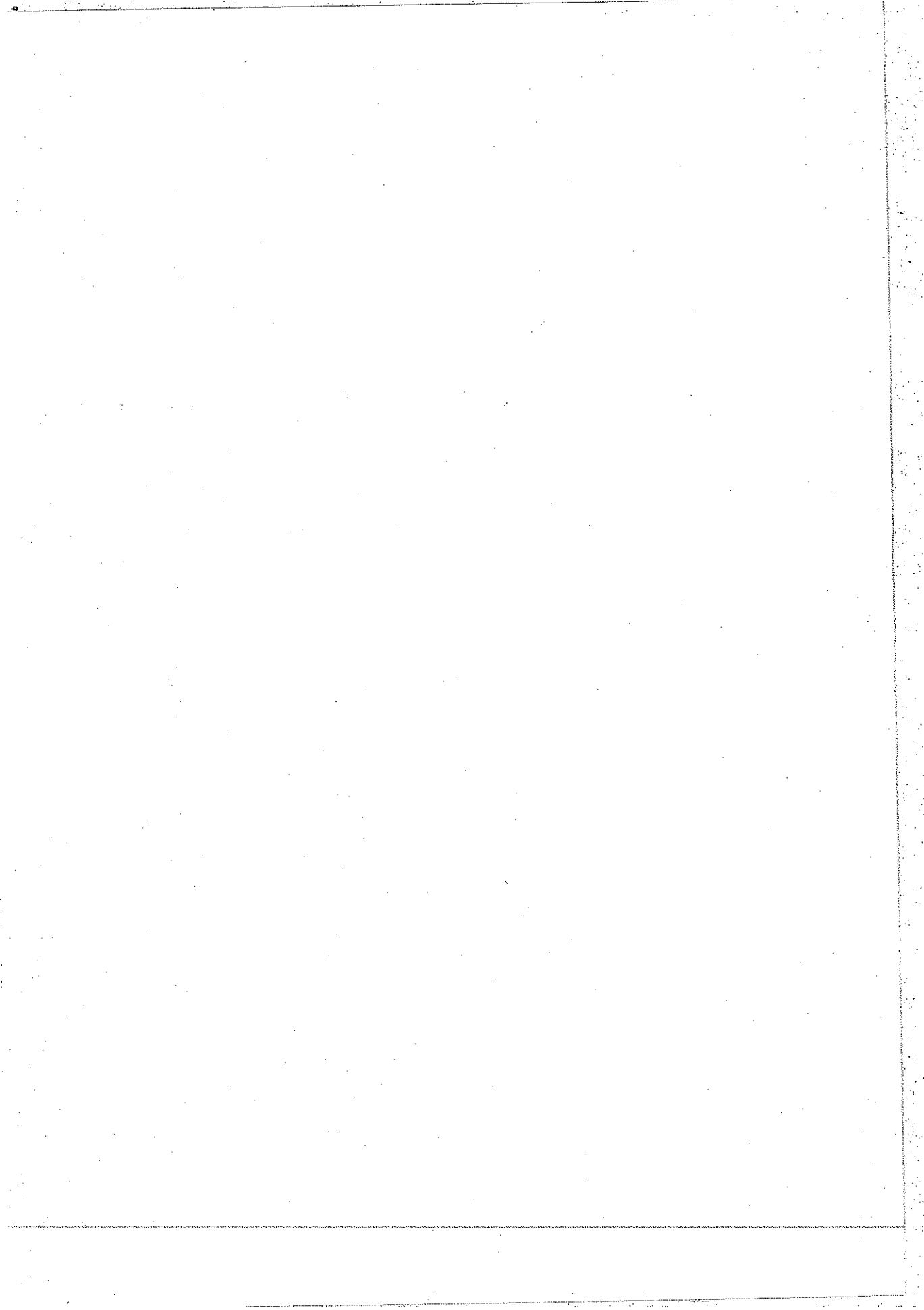


平成元年7月11日開会
平成元年7月12日閉会

和泉市議会第2回定例会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

平成元年7月11日(火曜日)第1日目

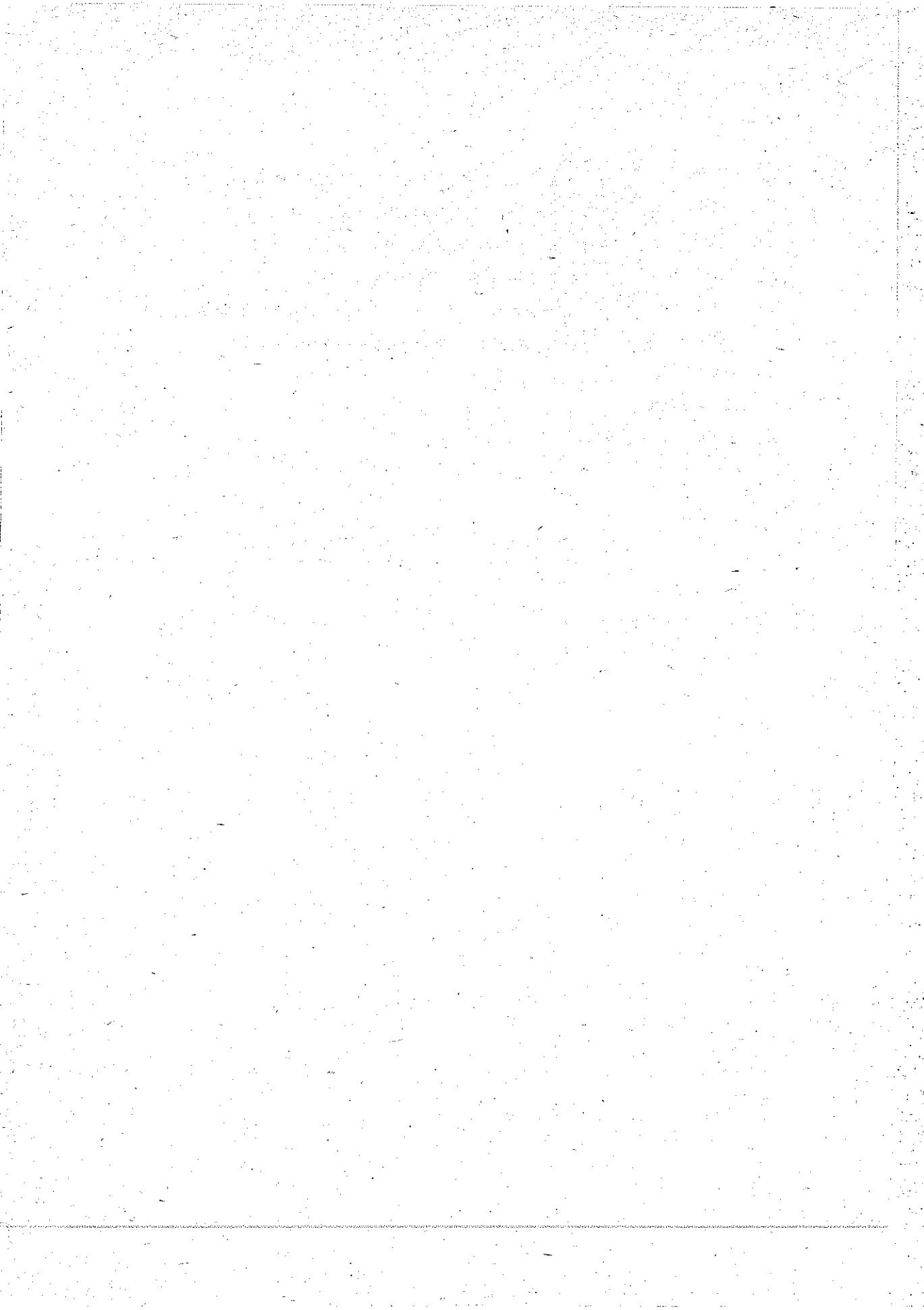
○ 出席議員・欠席議員	1 頁
○ 議事説明員、その他	1 "
○ 議事日程	3 "
○ 開会宣言(午前10時00分)	3 "
○ 市長開会挨拶	5 "
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(森 悅造・柳瀬美樹・西口秀光)	5 "
○ 日程第2 会期の決定について(7月11日~7月14日 4日間)	5 "
○ 日程第3 一般質問について 1番に 6番 穴瀬克己君	6 "
2番に 22番 早乙女実君	25 "
○ 散会宣言(午後2時00分)	

平成元年7月12日(水曜日)最終日

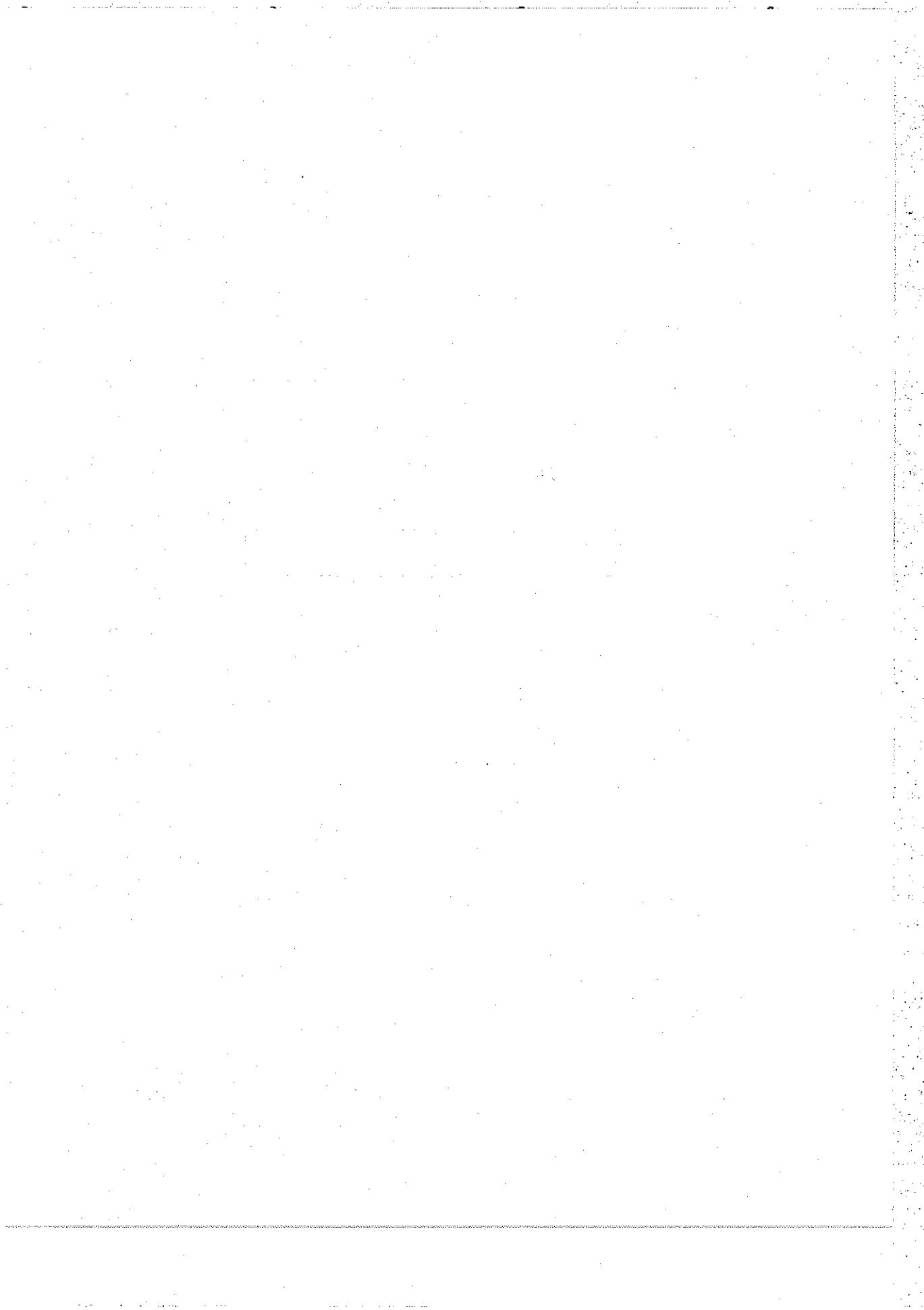
○ 出席議員・欠席議員	41 "
○ 議事説明員、その他	41 "
○ 議事日程	43 "
○ 開会宣言(午前10時00分)	44 "
○ 日程第1 (監査報告第7号) 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和63年11月分)	45 "
○ 日程第2 (監査報告第8号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和63年11月分)	45 "
○ 日程第3 (監査報告第9号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和63年11月分)	45 "
○ 日程第4 (監査報告第10号) 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和63年12月分)	45 "
○ 日程第5 (監査報告第11号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和63年12月分)	45 "
○ 日程第6 (監査報告第12号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和63年12月分)	45 "
○ 日程第7 (監査報告第13号) 例月出納検査結果報告(収入役扱 平成元年1月分)	45 "
○ 日程第8 (監査報告第14号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成元年1月分)	45 "
○ 日程第9 (監査報告第15号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成元年1月分)	45 "
○ 日程第10 (監査報告第16号) 例月出納検査結果報告(収入役扱 平成元年2月分)	45 "
○ 日程第11 (監査報告第17号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成元年2月分)	45 "

○ 日程第12	(監査報告第18号) 例月出納検査結果報告	(市立病院企業出納員扱 平成元年2月分)	45 "
○ 日程第13	(監査報告第19号) 定期監査(昭和63年度第2次分)結果報告		45 "
○ 日程第14	(報告第3号) 和泉市土地開発公社昭和63年度決算書類の提出について		46 "
○ 日程第15	(報告第4号) 財団法人和泉市商工業振興会昭和63年度決算書類の提出について		48 "
○ 日程第16	(報告第5号) 財団法人和泉市商工業振興会平成元年度事業計画書類の提出について		48 "
○ 日程第17	(報告第6号) 財団法人和泉市文化振興財団昭和63年度決算書類の提出について		53 "
○ 日程第18	(報告第7号) 財団法人和泉市文化振興財団平成元年度事業計画書類の提出について		53 "
○ 日程第19	(報告第8号) 財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63年度決算書類の提出について		57 "
○ 日程第20	(報告第9号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度事業計画書類の提出について		57 "
○ 日程第21	(報告第10号) 財団法人和泉市公園緑化協会昭和63年度決算書類の提出について		60 "
○ 日程第22	(報告第11号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度事業計画書類の提出について		60 "
○ 日程第23	(報告第12号) 専決処分の報告について (歩行者道路上における事故に係る損害賠償の額の決定と和解)		62 "
○ 日程第24	(報告第13号) 専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)		64 "
○ 日程第25	(報告第14号) 専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)		66 "
○ 日程第26	(報告第15号) 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)		67 "
○ 日程第27	(報告第16号) 専決処分の承認を求めることについて (昭和63年度一般会計補正予算(第5号))		71 "
○ 日程第28	(報告第17号) 昭和63年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について		74 "
○ 日程第29	(報告第18号) 昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について		74 "
○ 日程第30	(議案第22号) 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について		79 "
○ 日程第31	(議案第23号) 工事請負契約締結について(王子第二団地2棟二期建設工事)		84 "
○ 日程第32	(議案第24号) 市道路線の廃止及び認定について(信太1号線及び山ノ谷1号線)		89 "
○ 日程第33	(議案第25号) 市道路線の認定について(小田町18号線)		89 "
○ 日程第34	(議案第26号) 和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について		91 "
○ 日程第35	(議案第27号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について		95 "
○ 日程第36	(議案第28号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について		99 "
○ 日程第37	(議案第29号) 平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について		101 "
○ 日程第38	(議案第30号) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例制定について		103 "
○ 日程第39	(議案第31号) 平成元年度和泉市一般会計補正予算(第1号)		107 "

○	日程第40	(議案第32号) 平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	111 "
○	日程第41	(議案第33号) 平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	112 "
○	日程第42	(議案第34号) 平成元年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	114 "
○	日程第43	(議案第35号) 平成元年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	116 "
○	日程第44	南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトの早期廃絶を求める決議 (意見第5号)	117 "
○	日程第45	米空母の水爆搭載機転落水没事故の真相究明を求める意見書	119 "
○	市長閉会挨拶		121 "
○	議長閉会挨拶		121 "
○	閉会宣言(午後1時53分)		121 "



第 1 日



平成元年7月11日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讀岐一太郎君	25番	天飯堀博次君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠圭一郎君
12番	松尾孝明君	27番	奥田博文君
13番	森悦造君	28番	友田昭君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭君

欠席議員(1名)

17番 池辺秀夫君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長役	忠雄	総務部	事長	塙孝利
収入	役役	禮之助	総務部	次長	大森富豊
市長	公室長	白	部政課	長	坂村宏
市長	公室理	弘一	同策部	長	堀向明
市長	公室事	野一	和対策部	長	井坂文
市長	公室理	藤恒	同和部	長	川鉄清
市長	公室事	優治	和対策部	長	大宅小
市長	公室理	三昌	事務所	長	農端仁
市長	公室事	順賢	事務所	長	麻生義
市長	公室理	和充	事務所	長	岸和秀
秘書	長課	堅太郎	市民生活部	長	田仁
企画	長課	昭夫	市民生活部	次長	
総務	長部				

*備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 滉男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長次長
事務係長
議事係員

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月11日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開会)

○ 議長（田中昭一君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に御報告いたします。

去る5月31日、東京都で開催されました第65回全国市議会議長会定期総会において、当市では、永年勤続20年表彰に前議員の竹下義章君が受賞されました。その表彰状並びに記念品の伝達は、過日、受賞のお祝いを申し上げて参りました。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり印刷・配付させていただきましたが、全議案は満場一致で可決いたしましたので、御了承賜りますようお願ひいたします。

第65回 定期総会議案

I 会長提出議案

1. 都市への権限移譲と都市税財源の充実強化に関する決議
2. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正

II 部会提出議案

1. 幼稚園就園奨励費補助対象の拡大について 北海道部会
2. 小・中学校屋外運動場改修に伴う補助制度の新設について 北信越部会
3. 児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助制度の

- 延長について 東海部会
4. 社会教育複合施設整備事業に対する補助制度の創設について要望 近畿部会
5. 公立社会教育施設（公民館）整備費補助金交付制度の改正について 中國部会
6. 埋蔵文化財発掘調査事業に係る国庫補助の充実について 関東部会
7. 国民健康保険事業の健全について 四国部会
8. 国民健康保険制度の充実改善について 九州部会
9. 老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者の国民健康保険証の取り扱いについて 中國部会
10. 年金制度改革に関する要望 中國部会
11. 精神薄弱者（施設入所者）の高齢化対策について 東北部会
12. 公共下水道に対する国庫補助対象範囲の拡大について 東海部会
13. 公共下水道事業の整備促進について 九州部会
14. ごみ処理施設及び埋立処分地施設整備費国庫補助金の補助率の引き上げについて 東海部会
15. 農業基盤整備事業にかかる受益者負担の軽減措置について 北海道部会
16. 水田農業確立後期対策について 四国部会
17. 公共用地取得に係る譲渡所得特別控除額の引き上げについて 北信越部会
18. 道路整備等の促進について 近畿部会
19. 東北地方道路の整備促進について 東北部会
20. 長野自動車道豊科I Cと北陸自動車道糸魚川I C間の道路網（国道147号及び 同148号）の改築促進について 北信越部会
21. 首都圏外郭環状高速自動車道の整備促進について 関東部会
22. 四国横断・縦貫自動車道の整備促進について 四国部会
23. 航空運賃体系の適正化について 北海道部会
24. 東北新幹線（盛岡・青森間）の早期建設について 東北部会
25. 九州における高速交通ネットワークの早期実現について 九州部会

○ 議長（田中昭一君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席届けの議員さんは池辺議員さん、遅刻届けの議員さんは奥村議員さんでございます。現在、23名でございます。

- 議長（田中昭一君）　ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成元年第2回定例会を開会いたします。
 - 議長（田中昭一君）　本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。
-

- 議長（田中昭一君）　ここで、市長のあいさつをお願いいたします。
(市長登壇、あいさつ)
- 市長（池田忠雄君）　本日、ここに平成元年第2回定例議会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、参議院議員選挙のみぎり、また、公私何かとお忙しい中にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、平成元年度一般会計補正予算外13件、報告16件、監査報告13件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

- 議長（田中昭一君）　市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

一日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、13番・森悦造君、15番・柳瀬美樹君、16番・西口秀光君、以上、3名の方を指名いたします。

- 議長（田中昭一君）　次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から7月14日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月14日までの4日

間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨（平成元年7月第2回定例会）

発言順・議席番号・発言者・発言要旨

① 1番 穴瀬克己 議員

1. 環境保全条例について
2. 都市計画について
 - (1) 駅前再開発について
 - (2) 計画道路について
 - (3) 公園整備について
3. 公選法（不在者投票）について

② 2番 早乙女 実 議員

1. 消費税問題について
 - (1) 学校給食費値上げについて
 - (2) 消費税導入「条例」について
2. 信太山自衛隊演習場問題について
— 「廃止」報道に関連して —
3. 同和行政について
— 人権意識調査報告書に関連して —
4. 公立保育園「長時間保育」について

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、6番・穴瀬克己君。

（6番・穴瀬克己君登壇）

○ 6番（穴瀬克己君） 6番・穴瀬克己でございます。簡単に趣旨説明の要旨を申し上げます。

最初に、環境保全条例についてお伺いをいたします。

条例第6条、14条にございますように、最近、大規模開発が大変多くなってきております。地元住民に与える影響が大きく、住民の苦情が後を絶たない状況でございます。特に地元町会などにおいて日照権や電波障害、駐車場、交通公害等について事前協議がなされておるようと思われますが、なかなか住民の納得がいくような形で進められていないのが実態で

あります。それにも増してミニ開発、小規模開発については事前協議がなされず、こういった苦情が非常に多くなっております。その意味から開発指導から外れる問題について、保全条例に照らしてどのように指導を強化しているかをお尋ねいたします。

次に、条例第37条にあります空地等の管理義務についてお伺いをいたします。空地等の雑草が刈られず、交通の妨げ並びに害虫等の発生源となり、また、美観も損ねて市民からの苦情が後を絶たない現状であります。どのように所有者に対して指導し、解決を図っているのか、お聞かせを願いたいと思います。

次に、条例第42条、第43条の放置自転車問題についてであります。駅前等において放置自転車を定期的に回収しているように聞いておりますが、その実態を報告願いたいと思います。

次に、51条、52条の広告宣伝行為の問題についてであります。条例に違反した広告物についてはどのように指導、対応しているのか、お聞かせを願いたいと思います。

次に、条例第53条と65条についてであります。まず、53条では、「市長は、公害を防止し良好な環境を保持するために特に必要があると認めた開発行為等について、当該開発行為者に対し、事前に環境への影響の調査を行わせることができる」。また、65条については、「何人も、自然に生息する動物、又は成育する植物を生活環境を害しない範囲において、その生息又は成育する自然環境とともに保護するよう努めなければならない」とあります。

そこで、お伺いいたします。中央丘陵では、どれだけの植物とか小鳥などの小動物が生息していたのか、その実態をお聞かせいただきたいと思います。

次に、都市計画についての駅前再開発についてであります。府中駅前の再開発については、地元商店、地元町会等との話し合いが進んでいるように聞き及んでおりますが、その進捗状況、見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、都市計画道路についてであります。池上下宮線の買収について、地元調査、説明会等が開かれて具体的に進められていると聞いておりますが、その進捗状況についてお聞かせ願いたいと思います。合わせて、岸和田南海線の進捗状況についてもお聞かせ願いたいと思います。

次に、公園整備計画についての質問であります。黒鳥山公園の全体計画と整備進捗状況並びに完成への見通しをお伺いいたします。合わせて、前奈池公園の買収が終わり、今年度の事業計画になっておりますが、計画内容もお伺いをいたします。合わせて、放光池1号、2号公園についての計画説明についてもお伺いをいたします。

最後に、公選法の不在者投票についてであります、病院の入院患者並びに老人ホーム等の施設に対する不在者投票の実態についてお聞かせ願いたい。また、在宅郵便投票についての実態もお聞かせ願いたい。また、今回、行われている参議院選挙投票にかかる棄権防止のためにどのような対策が行われているのが、お聞かせいただきたいと思います。

以上、簡単に趣旨説明を説明いたしましたが、答弁のいかんによっては再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 産業部次長（藤原清司君） 交通公害課の藤原からお答えいたします。

1番目のミニ開発でございますが、最近、特に小規模工事等につきましても、ブルドーザー等の重機を使用する作業、工事等が行われている状況になっておりますが、重機の使用につきましては、特定建設作業の届け出の指導を行い、周辺に対して配慮するよう指導を行つておるところでございます。また、必要に応じて騒音、振動の測定を行い、その他砂ぼこりの防止など周辺の状況に応じた指導を行い、今後とも行っていくところでございます。

3番目の放置自転車についてでございます。現在、JR3駅で通勤・通学している人は6,300人と推定しております。受け入れ駐車場といたしましては、公営では無料を含め3,200台、民間では19事業者、2,410台となっております。その他個人的な預かり分を差し引きましても、約700台の放置自転車がございます。これらの撤去台数でございますが、保管場所の関係上、1回の撤去台数は約400台となっております。このうちの引き取り台数は約60%、240台となっております。撤去につきましては、定期的に3カ月に1回と随時撤去を含めまして、年間1,670台の撤去を行つてございます。

次に、不法屋外広告物の撤去でございますが、看板の撤去につきましては、関係機関7団体によりまして和泉市内不法屋外広告物撤去対策協議会を昭和58年に結成いたしまして、毎年3月、6月、9月、12月の年4回、一斉に撤去を行つております。実施要領といたしましては、和泉市内を6ルートに班を分け、各構成管理者におきまして、府道、市道の敷地内の電柱、電電柱に張られている看板等を撤去いたしております。

最後に、53条、65条に基づく環境影響調査でございますが、これにつきましては、近畿自動車道等の建設に伴うものといたしまして、61年2月に道路公団に対して調査を依頼してございます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次の答弁。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 中央丘陵の関連につきまして、都市整備部長萩本からお答

えいたします。

中央丘陵開発に伴う調査といたしましては、文化財等の調査と合わせまして植生調査、一部動物の調査をいたしております。これは住宅・都市整備公団によって実施したものでございます。

- 6番（穴瀬克己君） まず、最初の大規模開発の場合は、電波障害、日照権や工事の騒音公害等の大きな問題については、地元町会等と事前協議もされていると理解しておりますが、ミニ開発あるいは小規模開発と申しましようか、造成や排水問題等では、公共の排水を使う場合などは地元の水利権者の許可を受けなくともいけるので、地元住民との話し合いもされずに工事が進んでいるのが実態であります。工事にかかってきた中、ダンプカーが入ってきて交通公害が起きてくる形で住民からの苦情がたくさん来ております。これらについて、一体どのぐらいの苦情件数を把握されているのか、お聞かせ願いたいと思います。
- 産業部次長（藤原清司君） 63年度でございますが、騒音26件、振動5件、悪臭11件、その他の電波障害等光障害等が4件となっております。

以上でございます。

- 6番（穴瀬克己君） これは事前協議がされている分ですか。それとも、事前協議から外されている分ですか。
- 産業部次長（藤原清司君） 事前協議も含めてのものでございます。
- 6番（穴瀬克己君） 開発指導の方で掌握されている大型開発に伴う日照権等の事前協議にかかっている分は、63年度で何件ありましたか。
- 都市整備課長（田中武郎君） 都市整備課長からお答えいたします。

件数については後ほどお示しいたしますが、一応、電波障害、日照権につきましては、原課の方で指導しております中高層建物、いわゆるマンションでございますが、電波障害が起こり得る範囲を交通公害課の協力を得まして、大体この辺が電波障害が起こり得るエリアであろうという前提のもと、開発事業者に調査依頼をする中、一応、地元の町長なり周辺の権利者の方々に同意を求めるよう、中高層マンションの指導要領にのっとって原課で指導しております。日照権等についても地元から苦情があれば、指導要領にのっとって開発事業者に市の方から対応を迫る形をとっております。

ただ、御指摘の件数につきましては、先ほど、ルールの説明をさせていただきましたように、大型開発につきましては、事前に公害課の力を借りながら事前に地元町会なり事業者と調整をとっております。工事中についての苦情はありますが、1つの開発についてはおおむね2~3件、多いところでは7~8件という状況でございます。

- 6番（穴瀬克己君） 私の言わんとするところは、地元住民と事業主との間で事前に話し合いがされているものについては、それなりに住民の意向が反映されているわけです。ところが、事業者と地域住民の話し合いが持たれない場合に公害問題として苦情が来るわけです。こういう件数はいくらあるのかということをお伺いをしております。通常の地元住民と事業者が話し合われている中では、大なり小なり合意に達した形になっていきますが、開発指導を受けないで造成をする、建物を建てるという件数はかなりあると思うますが、これらに対して住民の意向がなかなか事業者に反映されていない。こういうのがたくさんあると思います。窓口にても交通公害課だけでなく、環境衛生課の方にも開発指導課の方にもいっていふと思いますが、これらの実態についてどれだけ把握しているのか、この辺についてお伺いしたい。
- 産業部次長（藤原清司君） お答えいたします。
- 御指摘の件につきましては、本条例に基づきまして全課にまたがっているものもございますが、公害関係につきましては、御指摘の開発許可を伴わないミニ開発等については、特定建設工事という分野に基づき、事前に事業主から出された段階で指導を行っているところでございます。
- 6番（穴瀬克己君） ちょっと答弁がそり合っていない。行政指導がされていない分で苦情がたくさん来ているが、その件数を掌握しているのかということです。事前協議で回ってきた分の件数は出ておりますが、そうでなく、大型ダンプによる交通公害や工事の騒音など、事前協議がされていないミニ開発による苦情がたくさんあると思うが、それを掌握しているのかということです。
- 産業部次長（藤原清司君） 例えば電波障害や日照権等では、一件についての対応が百数十件に至る場合もございますが、それも1件として扱ってございます。
- 6番（穴瀬克己君） 特に開発指導の方での事前協議がなされている分については、当然、地元住民の要望等が出てきますし、地元に対して説明会等も開かれますので、それなりに事業主も住民の意向を聞き、行政の指導を仰ぐという形で進められていることについては問題がないわけです。しかし、それにかかる分、特に造成や小さい建設工事等につきましては、電波障害も何も関係がないわけです。こういった件では事前協議もされず、ある日、突如ダンプカーが入ってきて工事を始めた、杭を打ち始めた、ということで住民からの苦情がたくさん来ていると思うんです。
- ・そして、なかなか事業主との話し合いもスムーズにいかないまま事業そのものが続行されていく。このような法的に規制できない部分の問題がございます。行政としては十分に住民

を守る立場で、こういう環境保全条例もあることですので、初めからきちんと効果のある運用、指導ができる体制をとっていただきたい。住民にとっては窓口は市一本でありますので、どこに行くかわかりません。こういった点については、条例運用の所管課は責任ある対応をしていただきたい。そのためには、今までの開発に伴う苦情等は、きちんとデータで保存していただきたい。ある事例があるというとき、それに基づいてより効果的な条例運用を図っていただきたい。このことを特に強く要望しておきます。

次に、空き地等の管理義務でございますが、これについては、雑草、密蜂のフンとか一杯ありますが、特に今回は、雑草や美観を損ねる意味での苦情件数はどれくらいあったのか。そして、どのように対応されているのか、お伺いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 次の答弁。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

空き地等の雑草の管理につきましては、件数は、約40件でございます。そのうち約85%は、地元の市民の方の御要望におこたえさせていただき、その中で他府県に住まわれている方については、シルバー人材センターと契約していただき、ほとんどといっては語弊がありますが、それに近い草刈りをしてもらっていると把握しております。

それから、機材、資材の置き場等に対する苦情も多少寄せられております。この件につきましても、土地所有者の方に余り見苦しい点につきましてはシートをかぶせるとか、一日も早く撤去をしていただくように指導をしております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

- 6番（穴瀬克己君） 雑草等については、年間40件ということでございます。空き地が次々と変わるのでございませんので、この年間40件のうちの1所有者については、年間どれぐらいの草刈りをさせているのか、お尋ねいたします。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 普通、われわれは年間2回は要望させてもらっております。

- 6番（穴瀬克己君） その中で85%は効果が出ていると見てよろしいのですね。あとの15%は、指導はするが、所有者が指導のとおり行っていないと理解していいのですか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 確かに一部はそういうこともあります、あとの15%ぐらいの中には、所有者が分からぬ分もあると御理解いただきたいと思います。

- 6番（穴瀬克己君） 具体的に所有者が分からぬ分を除くと何%ぐらいですか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 10%強はあります。

- 6番（穴瀬克己君） それについては、今後、どのように対応されていくのか、お聞かせ願いたい。所有者が分からぬということはあり得ないと思います。固定資産税も徴収して

いることですのでね。それが5%もあるということですね。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 土地所有者不明の件は5%ほど、4～5件あります。そのほとんどが鶴山台と自衛隊演習場周辺でございます。この件については、十分に調査をして100%近く草刈りをさせる必要があろうかと思います。さらに、10%の地主がわかっている分については、今後、草刈りの依頼状を2～3回送る中、電話なり原課の職員が市民の方と会って一日も早く処理できるよう、それから、苦情が入ってから草刈りをしなくてもいいように市民の方に指導していきたい。また、条例を守っていただけるように努力していくつもりでございます。

- 6番（穴瀬克己君） 今のところは、市民さん所有の物件の雑草等については、住民の苦情によって地主に対して指導して刈らせてているということですね。今後は、定期的に刈るよう指導していくと理解していいのですね。

（議長退席、副議長着席）

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 年に2回草刈りをしてもらうんじゃなく、所有者が自主的にやっていただけるように、今後は指導し努力していきたいと思います。

- 6番（穴瀬克己君） わが市が関係している公共用地の管理についてでありますが、どのように対応されているのか、関係する部局からちょっと答弁してください。

- 産業部理事（中西淳富君） お答えいたします。

公共用地につきましては、市内に相当各課の所管物件がございます。清掃等に各課が適切な管理に努められていると聞いておるわけでございますが、やはり一部遺憾なものが出てきておるわけでございます。今後、ひとつ各課で十分チェックしながら適正な管理に努めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

- 6番（穴瀬克己君） 特に民間にはかなり協力していただいているようありますし、年に2回定期的に雑草の処理をさせるように努めていくといわれております。ところが、わが市は、特に公社保有地を初め公園用地や道路敷地などにおいては、1年中雑草が刈られず、生い茂っております。中央線や粉河線などでは、雑草が生えて歩道が使えないところもあります。こういったところは、条例の指導内容からいって、行政そのものが住民にアピールするためにも手本を見せなければならない立場にありますが、悲しいかな、条例はつくっていますが、原課に対して財政的な裏付けもされていない。職員の手も回らないというのが実態であります。そして、市民苦情をいただいた民間のところについては指導をしている。ところが、特に道路課等が持っている道路敷では、歩行者の安全を図らなければならないにもかかわらず、全然整備もされていない。定期的に清掃もされていない。

今回の議案にも事故案件がたくさん出ております。これは毎回のように出でております。こういった道路管理的な事故防止の点からも全然雑草の整備がされていない。また、市民からの苦情が来ないと草刈りをしない。公園等でも雑草が生い茂っております。本来、きちんと管理をしていかなければならぬところが、市民からの苦情を受けなくては管理ができていないという実態があります。その意味からすれば、この条例をつくったことによって、当然、この運用をしていくうえで財政的な裏付けも必要になってこようかと思います。その面でのきめ細かな配慮もされずに条例が運用もされているという実態です。このあたりで市民が理解できない部分がたくさんあるという意味で、厳しく指摘をしておきたいと思います。

次に、放置自転車ですが年間1,760台、そして、月400台のうち約240台の引き取られているが、あの160台が処分されているというもったいない話です。今ままの状況を続けていくのかどうか。他市を見ると、泉大津の例などでは罰則規定のようなもの、引き取る際1,500円を徴収しておるそうです。そうすることによって、預けた方が安くつくということで、放置自転車が少なくなってきたという実態らしいです。この放置自転車を回収してきたが、引き取り手のない自転車を次々と処分、廃棄していくやり方も、資源、モノを大切にする意味からも、市民感情的に行行政のやるべき姿ではないと思う。その意味では、今後、もっともっと検討していかなければならないように思いますので、現状の放置自転車対策をどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

- 産業部次長（藤原清司君） 放置自転車の件でございますが、JR3駅のうち、特にひどいのが和泉府中駅でございます。これにつきましては、現在、把握している放置自転車が約500台でございます。今後の方針でございますが、まず、市民に自転車利用の責任ということで、近距離の方々には徒步通勤・通学を奨励していきたい。それとともに現在、和泉府中駅周辺に限って申しますと、公営で1,000台、民間で2,000台の収容能力しかなく、約500台がオーバーしております。また、市新跡地等の住宅が入居しますと、さらに増えるんじやなかろうかと考えております。また、御指摘のような泉大津のように一定の条例を制定して禁止区域を設ける場合、約85%程度の収容能力が必要と聞いております。それを実施するためには、まず、受け入れ施設をある程度完備しなければならないので、その施設の交渉に精力的に当たっているところでございます。これらの完備をする中、御指摘のような自転車の放置禁止区域を設定し、運営してまいりたい、かように存じます。

- 6番（穴瀬克己君） お膳の上のハエを追っているような施策ではなく、一步前進するような対策を講じるよう検討していただきたいと思います。

次に、不法宣伝行為の問題ですが、特に年に4回の撤去作業を行っているという答弁をい

ただきましたが、ポスター等の責任者というか、事業者に対して事前通告などの指導をして回収しているのか、あるいはそれとは関係なく回収しているのかどうか。

- 産業部次長（藤原清司君） 事前通告をしております。
- 6番（穴瀬克己君） 事前通告をしているような形の答弁ですが、その企業名とかは何件に及んでおりますか、和泉市内の不法ビラについてはね。
- 産業部次長（藤原清司君） 過去の例を見ますと、掲示の責任者が判明している分については実施しております。ただ、判明しがたい分については通告はしておりません。企業名については、その都度変わりますが、数は十数件でございます。
- 6番（穴瀬克己君） この広い和泉市で条例違反をしている広告物が、十数件ということはないでしょう。それでは、その十数件というのは常習犯ですか。ある一定期間の広告ですから、新しいものが張られるたびに、それをはがすのを行政が手伝っているようなものですね。事前通告をして指導することによってどのような効果が表われておりますか。
- 産業部次長（藤原清司君） 事前通告をして100%聞いていただくことが望ましいのですが、事前通告による成果というものは余りございません。定期的な看板の撤去については年4回通告し、実施しているのが実態でございます。
- 6番（穴瀬克己君） 十数件というのは、結局、掌握していないということでしょう。和泉市内で張られている不法ポスターが十数件というようなことでは、通告していることになれへん。先ほどの自転車と同じでして、膳の上のハエを追っているようなものですな。ポスターの効果が薄くなってきたら、うちがはがしてあげまっさ、と職員を動員して一斉にはがしに回り、新しいのを張りなはれ、というてるようなもんですな。十数件のポスターといつても、宅建のポスターや政党関係などいろいろあるでしょう。それに対して2回、3回と通告しても一向に改めようとしないことに対してどう対応していくのか。役所の前に違法ポスターの企業名を全部張り出すとか、罰則的なものを設けて相手に回収をさせていくのかどうか。

自転車で回っても何件か、どこの会社のものか、すぐ調べられますよ。本当に51条、52条を適用して環境をよくしていくという姿勢がない。年に4回も撤去しているんやから、きちんと行政指導をして協力を呼びかけなければならない。その点で実態を掌握しているのが十数件どころか、数百件に及びますよ。それをきちんとできるような形で運営を図っていただきなければいけない。

今回の参議院選挙関係のポスターを含め違法なものは、公選法に基づくならば、公示日までに撤去しないと違法になりますので、各政党がはがしにいかないかん。ところが、はがし

に行かんとええように皆さんで取りに行ってやつてますね。今年の初めから皆張つてました。環境保全条例に照らしてはがさなければならないのに、3月には撤去せず、6月末にやつてます。公示日は7月5日です。これをはがしに行くのは大変労力が入りまんね。政党関係者は非常に困りますよ。それを行政が肩代わりしたような形ではがしに行つてると受け取られても仕方がないような対応です。今回の参議院選挙関係のポスターについては、事前通告をしたのかどうか、お伺いをいたします。

- 産業部次長（藤原清司君） 今回につきましては、定例的なものを早急にやるべく、関係7団体と協議いたしました結果、事前通告した旨の報告を受けております。
- 6番（穴瀬克己君） 何件通告しましたか。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。

撤去協議会のメンバーの中に交通公害課、教育委員会と私たちの道路課が参画しております、道路課が今回の当番に当たっておりましたので、選挙ポスターにつきましては、関係機関と日程調整をした結果29日に決まりました。その10日ほど前に市議会の各派代表の方々に、29日に看板撤去の件についてお知らせをいたしました。
- 6番（穴瀬克己君） 特に条例に照らした公選法に関するビラの撤去の問題については、行政指導が徹底していないように思われます。特に選挙関係の政党のビラになりますと、かってにはがしますと、逆に選挙妨害等の問題も発生してこようかという難しい問題ですので、事前に警察や選管、また、張った当事者などと協議をして条例の中身をお話をし、納得をしていただいた上で撤去してもらわなくてはならないというのが大原則ですが、それがきちんと行われていない。先ほども申し上げましたが、それをやらないで、そのほかの違法ビラと一緒に、市が行政指導をしないでまるでごみを回収するような形でやつております。それで、年4回の回収をしているというが、そういう運用の仕方そのものに問題があると思います。それを撤去しても後を絶たないわけなんですよ。もっと違法ビラに対して徹底した指導をしてもらわなくてはならない。それができないときは、条例違反者の氏名、企業名などを公表するとかしなければならない。市関係であれば、適切な行政措置を講じていくべきです。その意味からきちんと運用していくかないと、何もかも一緒くたにしてしまっている。何か空き缶を回収するような形でやっておつては、いつまでたっても美化キャンペーンをうたつた条例の趣旨に沿った運用はできないと思います。もっともと実態の把握もし、指導を強化していく必要があると思います。まして、今回の参議院選挙の政党関係のビラについては、政党みずからがきちんと条例に沿った形での理解を示して協力をしていかなければならない。もっと主体性のある条例運用を図つていけば、各政党もすべて協力していくだろうと思いま

ですので、このことを強く要望しておきます。

次に、道路公団に61年に調査をさせ、住宅・都市整備公団にも調査させたという答弁がありました。調査結果の内容を御答弁願いたいと思います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 61年ではなく、年代については記憶がないんですが、たしか50年代の計画決定前だったと思います。これは1つの報告書として出されたものでございます。公団の開発の中におきまして、特に公園や緑地など自然との兼ね合いで計画を生かしていくこうという形で、結果的には、生かされていると感じております。内容については、報告書として持っておりますので、また、別の機会にも御覧いただいたらと思います。

○ 6番（穴瀬克己君） 条例には素晴らしいことを掲げ、それを守るように書いております。中央丘陵の開発のところには緑がたくさんありましたし、そこに生息する昆虫類もたくさんいただろうと思います。どういう種類のものがおって、その後の公園等の建設など、周辺の緑との兼ね合いもあってどう生息していくのか、というデータが出てこないといけない。ここには、どういう内容のものであるかということが、中央丘陵の開発委員会でも説明はなかった。特に53条、65条の中では、緑と自然を守るということを取り上げております。にもかかわらず、そういう具体的なことがされていない。

特に法定論争に発展したシリブカガシなど問題提起をされたものに対しては、事前に調査をしなければならないということでされています。新しい道路をつくるとか、中央丘陵の開発では、自然を大きく変えていく形の中で条例に沿って道路公団や住宅公団に調査をさせたのですが、その内容がどんなものかの確認をしなければならない。そこには、保護植物に当たるものがあるかもしれないし、市全体の緑のマスタープランからいって、何%の減であれば、何%補充をしなければならないという形のものになってくる。そういったものがなかなかされない。

私も道路公団や住宅・都市整備公団の自然環境の事前調査にはお目にかかるつおりません。環境保全条例をつくって放っておくんじやなく、条例に合わせてやっていってもらわんと守られないですよ。そういうものを横へ置いといいて、あれは理念条例や、罰則規定もないからしようがないんや、というんなら、こんなものはつくることはあれへん。この条例には、事前調査をすることが明記されてますが、そのデータはきちんと出てるの。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 報告書は御覧いただきたいと思いますが、基本的には、中央丘陵の開発にても、道路公団が手がけている近畿自動車道にしましても、建設省自体の中で、最近は、一定の事業規模について環境影響評価を義務付けております。現在、まだ法律はないのですが、住都公団の開発あるいは近道の問題についても、要綱が効果を發揮する

以前から取り組まれていた事業ということで、2団体とも法律的な要綱の中での義務付けはなかったのです。しかし、大きな開発事業でございますので、事前の環境影響評価に値するような内容のものを自主的にやっておかなければならないということで取り組まれたものでございます。先ほども申し上げましたように、中央丘陵370haの中で地区公園1カ所、近隣公園6カ所、児童公園13カ所、緑地11カ所といった形で公園緑地の計画をしておりますが、それらの計画の基礎として報告書を活用していったという内容でございます。また、別途、御覧いただきたいと思います。

- 6番（穴瀬克己君） 私の言っているのは、条例に照らし合わせて和泉市が53条にのつとて事前に環境影響調査を行わせることができる、と書いてますね。また、自然に生息する動植物を保護するようにも努めなければならない、とも書いてますね。そこにはどんなものがあったかですよ。向こうが勝手にやったものを和泉市が報告を受けてるだけでしょう。和泉市が条例に基づいてやらせてないでしょう。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 環境保全条例に基づいて特別に指図をしてやらせたという内容のものではありません。
- 6番（穴瀬克己君） そこが問題なんです。それでは、何のためにこんな条例をつくったんや。大規模開発をするには、そこでたくさん群生、生息する動植物を守りましょう、保護しましょう、と書いてある。その事前調査すらさせていないとなれば、こんな条例は何にも役に立っていない。
- 市長（池田忠雄君） 環境保全条例に基づきますいろいろと御指摘をいただき、私たちも先ほどから傾聴させていただいているわけでございます。穴瀬議員さんがおっしゃいますように、この保全条例は、昭和57年、審議会の議を経まして、議会の御議決を得て制定をさせていただいた経過がございます。その中で御論議をいただき、御理解をいただきたいのは、市と市民、事業者の三者が一体となってよりよい環境をつくっていこうという、一言で申し上げまして理念条例でございます。罰則規定による決めつけは当初からすべきでない、お互いに守っていこうという理念条例が、基本的な精神であったわけでございます。
- それ以後、長年の経過の中でさまざまな行政指導をしてまいった中、御指摘のようにいろんな問題点がそれぞれの執行権者の中で発生しているわけでございます。この条例の主管事務局は産業部交通公害課でございますが、各原課を集めまして助役をチーフとする運営協議会を行政執行機関の中でつくっておりまして、各課にまたがる問題も多い中、横の連携を取りながらそれが行政指導に当たっている、こういうのが精神でございます。長年の経過の中、環境保全条例が果たしてきた役割は、一定の前進はあったのではないかと思います。

しかし、そこから新しく想定しなかった新しいものも生れてきているのも事実でございます。不法投棄あるいは放置自転車等の問題等にしても、行政指導だけでは限界があるよう各部課長が感じているのも事実でございます。基本的には、環境保全条例の理念条例に対する一定の評価はしてもいいのではないかと思っておりますが、その中で新しく生れてくる問題点については、一度決めたらあくまでもそのままいくというものでもございません。検討のうえ、改善すべき部分は議会とも御相談をさせていただきながら改善をさせていいただきたいと考えておるわけでございます。

以上が、基本的な考え方でございます。

また、穴瀬議員さんの御指摘がございました住宅・都市整備公団につきましては、御案内のとおり、この事業は10年前から行っておるわけでございます。買収に当たりましてもいろいろと話し合いをしてまいり、54年から発足しておりますのが、トリヴェール和泉の実態でございます。その過程の中、57年に保全条例ができたという経過もございますので、今、担当部長が申し上げましたのは、やはりこの条例の施行前であっても、公団は国の機関でございますので、こうした点での調査はしなければならないということをいたしてまいった、こういう経過もあります。

その辺は、時間的な問題もあつただろうと思いますが、こうして条例ができております関係で、そうした谷間にあつた公団の問題であるとはいえ、この条例の精神を生かして今後ともやっていかなければならないことは御指摘のとおりでございます。こうした事前の影響評価の調査からくる開発と自然との調和を図っていくということが基本理念でございますので、いろんな面での指導、調査をしてまいっております。公園、緑地にても公団としてもその影響評価も腹に置き、町づくりについて考えてまいりていただいておるというのが実態でございます。

以上でございます。

- 6番（穴瀬克己君） 環境保全条例は要らんと言ってない。りっぱなものがあるから、その運用をきちんと図っていきなさい、と言ってるんです。中央丘陵開発に対しては、市として何でも言えるでしょう。調査をやらせることができるでしょう。しかし、やらせていない。行政そのものが守らせようと働きかけをしなかつたら、どんなりっぱな条例も理念も生かされていかない。幾らいいことを書いても、指導していかなかつたら何にもならない。その意味で先ほど来、しつこく言ってるんです。すべて運用する側に問題がある。

それで、協議会を開いている、と言うが、一体どれぐらいの形で開いているのか、答弁してください。

- 産業部次長（藤原清司君） 定例的な連絡協議会はやっておりませんが、随時、問題が生じたときにやっております。
- 6番（穴瀬克己君） やってないということですね。確認申請が出たとき、これは交通公害と協議しなければいけない、あるいは環境と協議しなければいけないというときにやる程度で、全体的な保全条例をどのような運用をしているのか、どういうふうに進めていかなければならぬかということについては一度もやっていない。市長はやっているような答弁をしていますがね。

本当に理念条例で罰則規定がないのだから、市民の協力を得、全体的な推進をしていく形であれば、原課で現在、どのような問題が起こっているかについて把握していかなければならない。今、起こっている問題については、条例に当てはめてこういう指導をしていかなければならぬということで、市長は、まさに真剣に取り組んでいるような答弁があったので、一応、釘を刺しておきますが、そういう形ではやっていない。全体的に環境保全条例の運用について常に協議をしながら、よりよい環境をつくっていこうという流れはつくっていない。財政的な裏付けの必要が生じてくることもあるでしょう。それを抜きに各課にやれ、やれと言ってもできない。全体的な構想のもとで条例を適用し、より住みよい、暮らしよい和泉市をつくっていかなければ何にもならない。やることはいっぱいあると思います。その意味で強く指摘をしておきます。

1時間も保全条例に費やしてしまいましたので、時間も残り少なくなりましたが、都市計画について簡単に答弁を願いたいと思います。

- 副議長（藤原正通君） 次の答弁。
- 都市整備部参事（橋本通弘君） 和泉府中駅前再開発事業の進捗状況と見通しにつきまして、都市整備部参事橋本よりお答え申し上げます。

まず、昨年10月から11月にかけて地元関係権利者の方々、また、関係町会の役員さんに説明会を開催させていただいております。内容につきましては、昭和62年度に策定いたしました計画案を叩き台といたしまして事業計画案の概要説明、また、市街地再開発事業の仕組み等について御説明を申し上げました。

また、本年1月から2月にかけて第2回目の説明会を開催いたしました。内容につきましては、御承知のように、本計画区域は範囲が大きく、また、権利者の方々が非常に多く、また、権利関係についても複雑していることから、今後、地元関係権利者の方々の意向集約を初め、市街地再開発事業の研究、協議をお願いをする組織づくりの御提案と役員の御選出をお願いを申し上げたところでございます。おかげさまで役員選出がまとまり、去る6月30

日、第1回目の会議が開催され、和泉市駅前街づくり世話人会が発足されたところでございます。

今年度は、地元関係権利者の方々の再開発事業に対する不安の解消と市街地再開発事業に対する御理解をいただくため、この世話人会の活動を通じ先進都市の見学会、また、再開発事業に対する勉強会、講演会をはじめニュースの発行等の広報活動を行ってまいりたいと考えております。

さらに、地元関係権利者の意向実態等各種調査を行い、いろんな問題点についても整理をしてまいりたいと考えております。また、地元関係権利者の方々には、市街地再開発事業に対する御理解と合意形成を図りながら、1日も早く準備組合設立に向け取り組んでまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 副議長（藤原正通君） 次。

○ 都市整備部理事（阪倉嘉一君） 都市計画道路の進捗状況について、都市整備部理事阪倉よりお答えいたします。

まず、池上下宮線でございますが、泉大津市境より国道26号線までの延長100mにつきましては用地買収が完了しております、池上曾根遺跡について文化庁との協議を終えまして、平成元年度に改良舗装工事に着手すると大阪府より聞いております。

また、国道26号線から都市計画道路大阪岸和田南海線までの区間につきましては、従来、市による用地先行買収等により対応してまいりましたが、このうちJR阪和線より大阪岸和田南海線に至る約830mの区間につきましては、昭和63年2月に事業認可が下りました。これを受けて同年4月より地元町会、関係者に順次説明を行い、現在、用地買収に必要な測量、立ち会い等の作業を進めており、地権者の方々との交渉を進めておるところでございます。

年次計画につきましては、当面、道路用地の集約を平成3年ごろまでに行い、その後、実施可能な区間より建設に着手する予定であると聞いております。

引き続きまして、大阪岸和田南海線の進捗状況でございますが、和泉中央線より和氣町地内延長775mにつきましては、御承知のとおり、昭和62年4月に供用を開始したところであります。また、小田町地内から岸和田市境までの延長770mにつきましては、用地買収はほぼ完了しております、平成元年度に文化財調査を完了する予定でございます。和氣町から松尾川の区間につきましては道路改良工事が進行しており、現在、松尾川橋梁の工事を実施しております。平成元年度末に竣工する予定と聞いております。

また、環境改善整備事業の区域につきましては、従来、市で用地の買い取り要望に対応し

て先行取得を進めてまいりましたが、現在、この用地の買戻しを行っており、この区間の整備につきましては、環境改善整備事業区域内の建設との整合を図る必要もあり、府に対し早期整備の要望を行っているところでございまして、この整備の進め方についても、今後、府との協議を進めていきたいと考えております。

- 副議長（藤原正通君） 次。
- 公園課長（樋渡頸治君） 公園課樋渡より、黒鳥山公園の全体計画以下2公園についてお答えいたします。

黒鳥山公園の全体計画面積は12.1haであり、現在の開設面積は6.2haであります。本公園は、昭和52年度より都市開発資金の導入を行い、用地買収を先行してまいりました。昭和62年度より公園整備による用地取得の事業化を図つておるところでございます。現在、全体計画による施設整備に向けて用地買収を行つており、早急に施設整備を図るべく鋭意努力しておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

続きまして、前奈池公園の整備計画でございますが、本公園は、3カ年計画による児童公園の整備事業を行つており、昭和62年度には1,934m²の用地買収、昭和63年度には残る1,178m²の用地買収を完了し、本年度末には、本公園施設の整備が完了する予定でございます。また、整備に当たり本年9月ごろには排水管の布設工事に着工、公園の施設整備の時期は、今年11月ごろに着手したいと考えております。来年3月には施設整備完了を予定でございます。

続きまして、放光池1号公園、2号公園の事業化に向けての考え方とスケジュールについて御説明を申し上げます。当公園は、昭和63年3月8日付で放光池公園から放光池1号、2号公園に都市計画の変更をし、昭和63年度から事業に着手しております。今後の事業計画といましましては、同和対策事業の最終年度である平成3年度までに放光池1号公園を整備すべく進めており、平成元年度には、いわゆる空池部分の用地買収を予定しております。次に、平成2年度には、空池部分の公園施設整備並びに放光池部分の一部用地買収を予定しております。平成3年度には、放光池1号公園部分の残地買収並びに公園施設整備を予定しております。また、放光池2号公園につきましては、財源等の問題もありますので十分協議検討を行い、進めていくよう努力をいたしますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 副議長（藤原正通君） 次の答弁。
- 選管事務局長（着本善夫君） 不在者投票の実態につきまして、選管事務局の着本からお答えいたします。

仕事、旅行あるいは病気、転居等による一般の不在者投票は、一応2,500件を予定しております。お尋ねの病院等に入院されている不在者投票につきましては、指定病院でございますけれども、和泉市内で15施設、574件を予定いたしております。

また、郵便投票の件ですが、現在、和泉市内で該当される方が64人登録されております。この方々のうち何人来られるかは予定できませんが、そういう実態でございます。

もう1点の棄権防止の取り組みでございますけれども、私どもの明るい選挙推進委員協議会がございますが、その方々によりまして、駅前で棄権防止のティッシュペーパー等を御配布申し上げ、棄権防止の呼びかけを行いますと同時に、選挙当日等には、飛行機による棄権防止の呼びかけをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 6番（穴瀬克己君） 時間がありませんので、再々質問はやらないようにしたいと思います。

特に駅前再開発が注目を浴びておるところでございます。大変な御苦労をかけておるところであります。府中駅前の再開発は、和泉市の表玄関、都心部の軸となる大事業でございまして、慎重にやっていただいていることだと思います。当初の市長公約と申しましょうか、たくさん約束手形を打ってあります。中央丘陵は一応、軌道に乗ってきましたが、コスモ、ラーバン、駅前再開発、市庁舎の建て替え等、それこそ息が詰まるぐらいの量でございます。合わせて都市基盤の確立、公共下水道事業、道路網の整備等、大事業が山積しております。まさに和泉市始まって以来の歴史的大転換期を迎えております。

こういう形の中、着実に推進を図っていかなければ、市民さんは、あっちこっちの事業がすぐできるようになっておられます。バラ色の夢を売るのはよろしいが、きちんと整理して年次計画を立てて進めていかなければなりません。特に議会でも問題になっておりますが、中央丘陵関係では特別委員会がありますが、具体的に心配していることもたくさんありますので、審議をする場もつくっていかなければならぬと思います。

そこで、少し具体的な点についてお伺いをしておきたいと思います。

府中駅前再開発に合わせて、北信太、信太山駅前再開発も20数年来の計画でございます。ところが、今の阪和東側線が整備されて全部駅前に集合してきておりますが、駅前の再開発計画と道路網の整備とが合体をしていないという取り組みの状況でございます。また、北信太駅前では、東側1号線が高石線のところで止まっております。計画も北信太駅で止まっております。片方では、松原線の側道が開通、早期実現に向けて進んでおります。こういう形の中、道路網もおくれせながらかなり進んできてるわけですが、それと合わせての駅前再開発との関連性の問題でなかなか取り組みが進んでいないのが実態であります。

こういった点を整理していくかないと、駅前再開発がスムーズに進んでいかない。大変な思

いで道路の用地買収を行い整備していく中、駅前の整備にしても本来の計画決定を打った規模でなく、計画決定の手直しをしただけで駅前の整備が図られている。根本的に当初の計画からはずれた状況になっております。それを煮詰め直すのか、計画変更をするのか、ということではありますが、煮詰め直さない、計画は計画であります、ということです。道路網の進捗と合わせて、駅前再開発そのものも整合性のある形で取り組んでいかないと、それこそ、今度、駅前だけを開発しようと思ってもなかなかできないような状況になってこようかと思います。整合性のある施策推進を強く要望しておきます。

それから、池上下宮線と岸和田南海線の問題でございますが、特に池下線は5ヵ年計画で、まだ調査段階で丸1年たっておりますが、平成3年度までに用地買収をするという見通しですが、5年でやるというのは大変な事業だという思いでいっぱいです。まだ、具体的な買収の形が進んでいないようにも聞いております。地元住民の理解も得なければならない中、積極的な説明会なり、用地買収に向けてのアタックをやっていただきたい。到底5年では無理な感じもいたしますが、さらなる推進をお願いしたいと思います。

岸南線も同様であります。特に改良地域内では、改良事業による道路整備が急ピッチで進んでおりますが、岸和田南海線をつながないと皆フン詰まりになり、すべての道路が死んでしまいます。その意味では、改良事業に合わせた形での岸和田南海線の一部事業化に向けて精力的に取り組んでもらわないといけません。改良事業そのものは延ばせないので、改良事業と相まった形の推進を強力に進めていただきたいと要望しておきます。

それから、公園の問題でございますが、黒鳥山公園の進捗状況でございますが現在半分、まだ半分残っているという形ですね。何とか早期に完成に向けて取り組みをしないと、こんなボチボチ買っているようではいつまでかかるやらわからない。いっそ府に指定してもらおうたら一番よろしいが、規模的に難しいのでしょうかね。もっと集中的に公園整備をしないと、いつまでたっても整備が進まない。特に公園の雨水排水対策の未整備が、周辺住民に多大の迷惑をかけております。全体計画で雨水排水整備が計画されていると思いますが、現在、一雨降れば、全部雨水が地域に流れて浸水しております。原課でもそれまでの雨水対策を考えられてるようですが、公園課と河川水路課がきちんとドッキングした形で公園の排水対策を見直していただきたい。このままでは、10年かかるやら20年かかるやらわかりませんので、それまでの間、早急に現実的な課題として地域住民に迷惑をかけないようにしていただきたい。

また、公園の入り口の交通が妨害されます。以前から言ってますが、不法駐車とか美観を損ねる形で占拠されているのが実態でございます。こういったものを早急に処理するよう、

強力に行政指導の姿勢を明確にした態度で臨んでいただきたい。

それから、上の歩行者の入り口の歩道が道路をはさんで北側にあり、横断歩道も信号も何もない。公園へ入るのに、ものすごい車の往来する道路を横切らなければなりません。命がけで道路を渡らなくてはならない。早急に道路の整備と公園の入り口を整合性のあるものにしないと、幼稚園や小学校の生徒もたくさん来ています。ところが、公園の入り口側には車道しかない。反対の北側に歩道が設置されています。りっぱな公園に整備しながら、公園利用者の立場に立った施策が講じられていない。その面も含め改善すべきものは早急に改善していただき、もっと安全面の対策を講じていただくことを強く要望しておきます。

それから、前奈池公園、放光池公園についてですが、道路買収に伴っての公園というか、児童公園的なそれほど規模の大きくない形ですが、それとも、本来、あるべき形の公園ではございません。前奈池公園にしても、小栗街道、泉大津松之浜線、防衛庁の正門前、岸和田南海線が全部寄り集まるところのへた地が公園になるわけです。子供さんが安全で遊べる公園のイメージにはほど遠い。そういったところにつくる公園であるならば、徹底した安全の確保ができるような整備を考えていきたい。また、放光池1号、2号公園にしても、小栗街道、池上下宮線の合流地点でございます。その意味では、公園を利用する利用者の立場に立った公園施設を考えていだかないと、頭の中の絵だけでは困りますので、実態に即した公園を建設していただきたい。このことを強く要望いたします。

最後に、不在者投票でございますが、棄権防止を呼びかけているということですが、いまだかつて棄権者の実態調査などをやっていない。若年層は政治に無関心だから棄権が多いというだけ。和泉市の有権者の中で何歳から何歳までの棄権率は何%という調査資料は何もない。こういったものを調べ、より国民、市民の意思を反映した行政運営、選挙を執行しなければならない。棄権防止に努めるのは、選管の義務でございます。棄権防止を徹底するためには、調査データを持ち分析しなければ有効な対策を講じられません。これには大変な労力が要ると思います。今の体制ではできないとは思いますが、毎年やることはないと、本当に国民、市民に政治に関心を持ってもらい、より民意を反映した国政選挙にする必要があると思います。

他方、高齢化社会が到来しております。今の在宅郵便投票という制度がありますが、非常に厳しい枠が設けられております。その意味では、高齢化の実態も調べなければなりません。いくら投票に行きたい気持ちがあつても足腰が動かない、家で寝ているという人もたくさんあろうかと思います。早急に高齢者の実態調査をしていただきたい。それが日本の国を、また、地方自治体をよくしていく。国民、市民と一体になって新しい国づくり、町づくりをし

ていくという観点から、原点になる投票者の実態を調査し、把握していただくよう強く要望して終わります。

長時間、ありがとうございました。

- 副議長（藤原正通君） ここで、午後1時まで暫時休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

（午後1時再開）

- 副議長（藤原正通君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

22番・早乙女実君。

（22番・早乙女実君登壇）

- 22番（早乙女実君） 22番日本共産党早乙女です。発言通告に基づき、順番に1回目の質問をさせていただきます。

最初に、消費税問題につきまして、2点にわたってお聞きをいたします。

まず、学校給食費の値上げについてでございますが、私事ですが、長女が今年4月から芦部小学校に入学をいたしました。毎日、いろんな学級通信やお便り等を持って帰って来て先生方の御努力を見させていただいております。その中で「給食費についてのお知らせ」というのがございました。それによりますと、「平成元年度4月より月3,100円を月3,200円に改定する」旨のお知らせが目にとまったわけでございます。少々びっくりもしたわけですが、この内容でございますが、小学校全学年についてこのような値上げを行ったのかどうか、中学校はどのようにされたのか、お教えください。

2番目に、この値上げの理由について、この中でも若干書いていますが、具体的に何であるのか、その必要性はどのようなものであったのか、お答え願いたいと思います。

今、言いました数字を割ってみると、値上げ率3.2%ということで、期せずして消費税率と符合いたしますが、こちらから言いますと、消費税の市民転嫁と考えていいのかどうか、この辺の教育委員会の御見解を聞かせていただきたいと思います。

次に、消費税の導入条例についてお聞きをいたします。

3月の予算委員会や本会議等でかなりというよりは大論議になったわけですが、水道、病院会計への消費税導入条例の導入時期は、市長並びに事業管理者が定める、となつておりますが、その後の情勢の変化等を見ますと、さきの都議選や現在、行われております参議院選挙等の動きの中で廃止という世論も強まっていると思います。そこで、端的にお聞きをいたしますが、この条例そのもの、いわゆる消費税導入そのものをおやめになつたらどうかと思

いますが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、信太山の自衛隊演習場問題につきまして、通告には「廃止報道に関連して」と書いておりますが、4月12日付の読売新聞によりますと、このコピーは理事者にお渡ししておりますが、「陸上自衛隊演習場拡大」というタイトルで「次期防衛計画長距離射程砲導入」という記事の中で、防衛庁陸上自衛隊が、91年度からの次期防衛力整備計画の柱として、榴弾砲など長距離射程砲の実射が困難な演習場を廃止、別の演習場を取得拡大する統廃合を進めている、と報道されております。

当局も既に御承知のことだと思いますが、この計画の中で廃止対象の候補地としてリストされている中に、本市の信太山演習場が含まれております。この統廃合計画そのものについて、内容的には、私どもとしては、自衛隊の一層の防衛力強化の目的があるのではないかという問題点を感じるのですが、その点は別に置きまして、第1に、この新聞記事そのものの内容についての事実確認をされたのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

第2に、日本共産党といたしましても、従前より信太山演習場の払い下げにつきましては、独自で党市議団で国会議員団とともに要求する活動を進め、議会の一般質問等で市の姿勢等を質してきたわけでございます。そうした中、市長は、信太山演習場については、さきの予算委員会でも共存共栄という言葉を使って主張されております。本市は、非核平和都市宣言を行っている立場もあり、また、町づくりの計画等からも大きな障害になっていることは、この間のいろんな論議の中で出ていることだと思います。この際、この演習場の問題につきまして、明確に払い下げの立場にたって進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。こうした動きを踏まえ、この地域での都市計画、町づくりの考え方について、現時点の情勢等を見ながら、新しい考え方があればお答えいただきたいと思います。

続きまして、同和行政についてであります。サブタイトルに「人権意識調査報告書に関連して」と付けてますが、この報告書は全議員さんにも配られていると思いますが、その件について質問をさせていただきます。

この件につきましては、5月12日に同和対策特別委員会が開かれまして、その場でこの内容が報告されたわけです。私と原議員の2人が出席させていただき、問題点について指摘しておりますので、事細かな問題をこの場で再度取り上げるつもりはございません。ただ、この調査結果が一体どこのものだと聞きましたところ、あくまでも、和泉市としての報告をしたんだ、という説明があったわけです。

ところが、さきの委員会の場でもわが党の2人が追及し、主張もいたしましたが、アンケートの設問では、「同和地域の人々の間に人間関係があるのか」という、答える側が、あの

人は部落出身者である、という個人を特定しないと回答できないような質問があつたり、あるいは回答者の素朴な意見として、例えば「逆差別ではないのか」という回答についても、いわゆるねたみ意識だと決めつける文章があります。

さらに、同和対策事業についての意見を問う形で「8項目中2つを選べ」という設問がありますが、その中で一番多かった2つの項目が2番と4番です。2番は、同和地区だけにことさら特別対策をするのはおかしいという項目。4番目の項目は、同和地区だけでなく、貧しい家庭や他の差別を受けている人々にも特別対策が必要だという、ある面で言えば、われわれも非常に納得のできる項目に丸を付けられたと思うんです。それぞれ52.1%、49.0%と半数近くの方々が丸を付けております。ところが4番を選んだ方は、同和対策を強化する必要があるという、市の立場から言いますと、今の同和行政を見直すのではなく、さらに発展すべきというふうに理解をするという意識分析を結果として書いておられますか、非常に恣意的な分析ではないかという気がするんです。

今、指摘をしました3点を例にとっても、大変問題があるということを前の委員会でも言いました。そこで、あえてこれはまだ最終的にあくまでも市の報告です、と最後までおっしゃられたわけですから、その辺のところで再度、お聞きをしたいと思います。

まず最初に、さきの委員会とダブりますが、この調査の目的と調査分析の経過、アンケート分析結果について、行政内部での検討はどのように行われたか、お答えください。また、その分析の際、同和行政についての基本的な観点はいかようなものであったか。和泉市の同和行政の到達点と現状認識を踏まえての現時点でのお考えについてお聞かせを願いたいと思います。

続きまして4番目に、公立保育園の長時間保育についてお聞かせ願います。

この問題については、昨年12月議会におきまして私自身が聞いたわけですが、大阪府下、とりわけ阪南各市のはんどんでは一般的には夕方6時半までですが、実施しておりますが、残っている市の方が少ないという状況です。あの質問の時点では、お隣りの高石市が実施していないなかったのですが、最近、本年4月から高石市も長時間保育を導入したと聞いております。そこで、昨年12月に引き続きましてお聞きをいたしますが、高石市では、どういった内容でこの4月から実施をされているのかということを具体的にお聞かせ願いたいと思います。さらにまた、前回、たしか所長だったと思いますが、検討課題としたい、という旨の御回答をいただいたわけです。その後、どのように行政内部で検討をされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、4点について1回目の質問をさせていただきます。

- 副議長（藤原正通君） 理事者答弁。
- 学事課長（石本博信君） それでは、消費税問題の学校給食費の値上げにつきまして、学事課長の石本からお答えいたします。

まず初めに、給食費の額の問題でございますが、小学校におきましては、全学年におきまして3,100円から3,200円に、中学校におきましては3,500円から3,550円に値上げ、徴収させていただくものでございます。

また、値上げの理由でございますが、既に御承知のとおり、給食費の負担区分につきましては学校給食法に定められておりまして、施設整備費、人件費は市の負担であり、それ以外の経費は、原則として保護者に負担をいただいているものでございます。この保護者負担となる主な経費は、米飯、パン、牛乳、おかげ代でございます。これらの経費につきましては、毎年2月、翌年度分の見込みについて試算をいたしまして、学校給食会の理事であります校長会等で審議、決定し、保護者にお知らせして理解を得ているものでございます。

試算の品目である米飯、パン、牛乳につきましては、保護者負担の軽減を図るため国庫補助がありまして、その補助率、加工費、物価の変動等おかげも含めてを勘案いたしまして、毎年、試算しているところでございます。したがいまして、平成元年度の給食費につきましては、消費税の導入により物価が上がるわけですが、単に消費税分だけでなく、さきに述べましたもろもろの予想価格を試算、前年度の給食会計と比較をしたところ、現行徴収分では、質の低下を招かずに給食会計を維持することが困難であるということでございましたので、お知らせいたしましたとおり、給食費の値上げをさせていただいたものでございます。

それと、消費税の市民転嫁をどう考えているのか、ということでございますが、さきに述べましたように、物価そのものが消費税により3%上がっているということもありますが、給食費の場合、他の公共料金と性格的な面で比較をいたしますと、他の公共料金につきましては、もろもろの必要な経費の一部を受益者に負担していただくという考え方ですが、給食費につきましては、決められた負担区分の経費については、全部受益者の負担であるということですので、その辺はひとつ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- 副議長（藤原正通君） 次。
- 水道部長（岩井益一君） それでは、2点目の消費税導入条例について、水道部長岩井からお答え申し上げます。

水道事業に関連して消費税上乗せ条例を廃止する意思はないか、との端的なお尋ねでございますが、この件につきましては御指摘のとおり、3月の第1回定例会におきまして議決さ

れました際、付帯要望の付いた一定の事実経過がございますので、現段階におきましては、撤回する考えは持ってません。

以上です。

- 副議長（藤原正通君） 次。
- 病院事務局長（藤原光夫君） 病院の条例につきまして、病院事務局長藤原よりお答えいたします。

病院事業につきましても水道事業と同様、現段階におきまして撤回する意思はございませんので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 副議長（藤原正通君） 次。
- 市長公室理事（稻田順三君） それでは、第2点目の信太山自衛隊演習場問題につきまして、稻田より御答弁を申し上げます。

先般4月12日の読売新聞に自衛隊演習場の記事が掲載されたことはおっしゃるとおりであります。新聞記事によりますと、先ほど御指摘のとおり、1991年、平成3年度からの次期防衛力整備計画の柱として、自衛隊演習場の統廃合が国の方で考えられているようあります。その計画の中では、廃止演習場の候補地の1つとして、本市にあります信太山演習場が考えられているようあります。

従来、本市といたしましては、自衛隊演習場につきましては、共存共栄の考え方を基本としてきたところであります。と申しますのは、市街地に隣接した場所に立地しているということで、道路計画など都市計画上の問題は否めないとあります。半面、基地交付金を初めとして演習場周辺の道路、消防車両、コミュニティセンターなど都市施設の整備に関して、各種の補助金が財源として歳入されているところであります。

さて今回、新聞報道についての本市の対応、取り組みでありますけれども、報道された直後、その報道が事実かどうかについて、陸上自衛隊信太山駐屯地に問い合わせをさせていただいたところですが、現地部隊では、中央の情報については入手できておらないという返事が返って参り、さらに、上級関係機関に改めてその確認を打診しているところであります。

次に、本市の都市計画上の問題についてでありますけれども、仮に信太山演習場が廃止され、本市に払い下げが可能であるならば、当地は約22.3ha、約6.7万坪の広大な市街地に隣接し、優れた立地条件を備えた場所であります。したがいまして、今後の本市の町づくりを考える上で、その根幹にかかわる重要な問題であると認識いたしております。今後、報道の事実関係を明確に把握した後、払い下げが可能であるかどうかを十分見極

めました段階で、市議会の先生方を初め関係方面の方々の御意見、御意向を十分踏まえながら対処してまいりたいと考えるところであります。

- 副議長（藤原正通君） 次。
- 同和対策部次長（明坂文嘉君） それでは、人権意識調査実施の趣旨、目的と調査結果報告書の完成に至るまでの経過につきまして、同和対策部次長明坂から御説明申し上げます。

御案内のとおり、本市におきましては、人権を尊び、心の触れ合いを広める町づくりを市政の基本目標の1つに掲げまして、同和問題を初めあらゆる差別の解消と人権意識の確立を願い、さまざまな施策の推進に努めてまいりましたところであります。とりわけ、その一環としていたしまして、昭和62年度第1回市議会定例会の中で、人権啓発につきまして、今後の効果的な啓発活動に資するため、広く市民を対象とした人権問題に関する意識調査を実施し、人権啓発のあり方などの検討をお約束したところであります。

その後、昭和62年12月7日に開催をいただきました厚生病院委員会協議会におきまして、同和対策部から人権問題に関する市民意識調査実施概要を報告させていただきました。まず、調査の意義、目的といたしましては、明るく住みよい社会の実現には、お互いの人が尊重されることが土台となり市民生活が営まれなければならず、今後の人権問題の啓発と市民一人一人の人が尊重される町づくりを目指し、啓発の活動をより一層効果あるものとするため、まず、市民の今日の意識状況を把握することが必要であります。

今日、同和問題を初め女性、障害者など人権侵害にかかる課題として、基本的人権を守り育てていく意識と行動を促す啓発活動は、従前に増まして重要となってきております。本調査は、基本的人権に関する広範かつ多様な意識の状況、傾向を調査、分析することを目的といたしまして、調査の名称を「人権問題に関する市民意識調査」といたしました。

なお、調査の対象、方法等でございますが、同和地区を除き16歳以上の市内の在住者2,000人を対象とし、住民基本台帳より無作為抽出として、郵送法によることといたしました。また、調査実施に際しましては、調査を効果的かつ円滑に実施するため、人権対策本部幹事会並びに和泉市同和教育推進協議会等関係団体の皆様の御理解、御協力のもと、去る昭和62年12月に着手、昨年63年12月、和泉市民人権調査結果報告書として完成に至ったものであります。

今後におきましては、本報告書に示されております意識状況、啓発課題を十分に検討いたしまして、科学的で効果的な啓発事業を推進してまいり、人権問題の解決に役立ててまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 副議長（藤原正通君） 次の答弁。

- 同和対策部長（堀 宏行君） 同和行政の2点目の御質問でございます総括的な同和行政の到達点と方向づけにつきましてお答えさせていただきます。

御存知のように、同特法による事業実施以来約20年たっております。また、地対財特法の3年、すなわち法律の残る2年余という現状におきまして、ハード面、すなわち改良住宅建設を初め住宅の新改良、公共下水道の設置、公園造成等、実態的差別の解消を目指した物的事業につきましては、市議会初め市民各位の御理解と御協力のおかげをもちまして、一定の成果を認めさせていただきました。また、今後におきましても、現行の地対財特法の期限でございます平成3年度末までには、残された事業を完成させるべく、一層の努力を傾けているわけでございます。

しかしながら、心理的差別の解消、すなわち心の問題につきましては、まだまだ不十分と言わざるを得ません。したがいまして、今後の同和行政の方向づけといいたしましては、教育の充実、雇用促進とともに、啓発を中心とした心理的差別の解消にその力点を置き、女性差別、障害者差別、民族差別等他の差別を含めあらゆる差別を解消し、和泉市総合計画に盛り込まれております人権を尊び、心の触れ合いを目指す町づくり行政を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 副議長（藤原正通君） 次。

- 福祉事務所次長（農端小一君） 4点目の長時間保育につきまして、福祉事務所次長農端よりお答えいたします。

昨年12月以降の阪南各市の動向を申し上げますと、児童課で確認をしておりますのは、高石市のみでございます。高石市では、平成元年4月より保育時間の延長を実施いたしておりまして、その内容につきましては、午前7時30分より午後6時30分までとなっております。土曜日も同時間帯でございます。

次に、児童課のその後の取り組み状況でございますが、保育時間を延長するには職員の協力が必要であり、そのため検討委員会を設け、今後、その検討委員会で十分検討し、鋭意努力してまいりたい考え方でございますので、よろしく御理解を賜りたく存じます。

以上でございます。

- 22番（早乙女実君） 一通り御回答を願ったわけですけれども、消費税問題を含めた学校給食費についてもうちょっとお聞かせ願いたいと思います。

御回答を聞きますと、消費税を見込んだとはつきりおっしゃったのか、それとも、それに伴う物価高だからと言われたのか、ニュアンスがあいまいだったわけです。先ほど、御紹介したビラと大体似たような回答をいただいたわけですが、保護者向けの中では、4月から導

入される消費税により物価上昇が予想され、このままでは経営が苦しくなる、という説明をされております。現実に考えれば、親の立場からパッと見れば、消費税で上げるんだな、ということとして、御父兄の方々の御意見は聞いておりませんが、その他の給食費の単価問題等のいろんな要因があるとは受けとめられていないと思います。

そこで問題は、この内容がいいとか悪いとかではなく、さきの3月議会で水道、病院の会計の問題でものすごくもめたんですね。うちだけでなく、他の議員皆さんも含めて大事な問題であるとして大論争というか、途中休憩をはさんで大論議になったわけです。そういうことをやっていた最中にもかかわらず、この給食費問題が1回も出てこなかつたですね。しかも、予算審議の過程では、今度の消費税はそれぞれの科目に影響がありますが、それぞれの課で乗せている分もあり、乗せてないところもあるんだ、という御回答であった。

ところが、教育委員会は年度が変わったとたん、これをお出しになったわけでしょう。先ほどもおっしゃっておられましたが、最終的には毎年2月に試算をし、校長会で審議をいただいて決定したということですが、まさにわれわれが議会で大論議をしていたとき、教育委員会でも試算検討をしていたわけでしょう。法的な面からいえば、この議会に対する報告義務は一切必要ないのか、その辺を突っ込んで議論をしたいと思います。あれだけ大論争をしていた最中でも、全く報告の必要性がなかったのかどうか、この点は明確にお答え願いたいと思います。

これは議会には直接関係ないかもしれません、予算委員会でも少し言いましたが、教育予算の中でPTA会費などのいわゆる私費、保護者からもらっている費用などは、一切議会とは無関係でどんどん進めていいとお考えなのかどうか。この辺について具体的に教育委員会の御見解をお聞きしたい。

水道部、病院会計の消費税転嫁問題ですが、端的に聞いて端的に答えられたわけですが、事態が流動的、現在進行形ですので、御回答の方も難しいとは思うんです。若干違うのは、参議院選挙の中で自民党の候補者も含めまして見直しを言い出しているのが全く新しい状況なんです。そういう中、はっきり言ってこのまま市長が決めればいいのですが、また、いつからかもらいます、と言ったとき、果たして市民が納得するかどうか、大問題ではなかろうかと思います。このあたりの意味を取り入れてもらった上で再度、御回答を願いたいと思います。

演習場の件ですが、こちらも具体的な調査がまだできていません。国會議員を通じて調べたんですが、火のないところに煙は立たないというニュアンスでしかつかめておりません。

その辺、稻田さんのおっしゃったところあたりだろうと思います。現地に問い合わせされた

そうですが、事実確認の問題は、今後ともやっていただくということで結構だと思います。

その程度の情報でお聞きをしたわけですので、それ以上は突っ込みませんが、市長がお好きな将来構想は幾らでも描けるわけです。稻田さんのお答えでも、広大な都市空間として、大阪に残された唯一のフリーな空間だろうと思います。それをどう使うかについては、単に理事者サイドの要求だけでなく、市民的にも毎年のように出ていると思いますが、その辺を十分に取り入れた町づくり委員会のような住民サイドの要求が組み込まれた体制もつくりながら、この問題について前向きに市の努力をしていただくよう、これは要望だけにしておきます。

3番目の同和行政ですが、大変抽象的な質問をしたのでこれから論議がどうなるか、自分でも自信がないんです。最初に、冊子の中の設問を例に出しましたが、なぜありのままのデータをデータの数字として分析できないのかというのが、これを読んだときの素朴な感想なんです。なぜそれがやれてないということが、先ほどの答弁の中で抜けているというか、逆におしゃべりにならなかつたのかもしれません、どういうふうに内部検討を積み重ねられたのかということです。委員会でも聞きましたが、その回答では、1回やったと言われましたか、文章のことやデータを含めてやったかとなると、そうはやれません、という最終回答で終わっているんです。

この問題についてここで言いたいのは、こういうものを処理するときの同和行政を進める上での市としての基本的な視点あるいは行政の主体性そのものがあるかどうかは、はつきり文章に出るんです。ところが、残念ながら、この文章を読めば、まさに運動団体、この場合は委託先の部落解放研究所へすべて委託してしまって、行政の主体性を表わす文章の内容が全くないという点について、今日の質問で一番お聞きをしたいし、問題にもしていきたいと思います。

しかも、市長の巻頭言と内容が合ってないんです。市長は、今後の啓発のあり方を提言したものだと言われていますが、啓発のあり方などについてはここで提言されてない。事実分析としては出ていますが、こういう方向で啓発しなければいけないという結論めいた文章はありません。はつきり言いまして、こういう数字分析のあり方で啓発の指針にされたんでは僕らはたまらないし、市民もますます迷惑だと思います。

そこで、最初に抽象的に聞いたついでにもう1点、抽象的になって申しわけありませんが、理事者が言われた法の残期間2年の延長問題のからみで政府機関からいろんな文書が出来た。これについては、先輩議員も議会で当然質問もし、議事録も読みましたが、最後の課題が、心理的差別を解消する啓発部分であるという点であるならば、なおさら、ここでもう一

度お考えをお聞きをしたい。期限切れ前後に提出されました地対協の意見具申、合わせて啓発推進指針についてどういうふうに現時点でお考えなのか、改めてこういう冊子の結果を発表された上で、この2つの文書との整合性を持たせる意味でどうお考えになっているのか、その点について再度、御回答を願いたいと思います。

次に、長時間保育問題ですが、高石市が開始されたということで聞いたわけですが、そのため検討委員会で検討していくんだ、ということです。その検討委員会の中身については、どういう構成をお考えになっておるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○ 学事課長（石本博信君） 納付費の議会に対する報告という件でございますが、徴収させていただいております納付費の性格的なものから、一般会計とはせずに各学校ごとに納付会計を設け、精算会計処理をしているものでございまして、3月議会の予算審議のときにも、こうしたことでの報告申し上げなかつたものでございます。それと、先ほども申し上げましたように、議会での議決事項ではないということですので、その辺、ひとつ御了承をいただきたいと思います。

○ 水道部長（岩井益一君） それでは、水道会計に関しましての再度のお尋ねでございますので、お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、実施時期につきましては、現在、混迷する政治情勢の中、市民の理解を得られるよう、当面、国政の動向を十分見極めながら慎重に対応してまいりたい、这样に考えてございますので、よろしく御賢察のほどをお願い申し上げます。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） 病院関係についてお答え申し上げます。

市立病院の料金等に関する条例の一部改正につきましては、本年3月の第1回定例会において、適用期日については市長の定めるところによる、ということで御可決いただいたところでございます。御質問の適用期日につきましては、今なお、国政の動向を十分見極めながら慎重に対応してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 同和対策部長（堀 宏行君） 同和行政についての再度の御質問でございますので、私からお答えさせていただきます。

人権意識調査に関しまして総務庁の啓発指針は、昭和62年3月17日に通達として出されたものでございますが、その後の考え方についての御質問でございますが、確かにこの件に関しましては、昭和62年第3回定例会におきまして原議員さんより御質問がございました。その際、市長からも答弁をしてございます。具体的な内容につきましては、細かくなりますが、差し控えさせていただきますが、基本的な認識におきましても、策定の方法、国の責務及び姿勢、同和問題の実態、現状認識、啓発効果及び地域性等、全面的には同意でき得

るものではございませんでした。その件につきまして、府下市町村で十分検討を重ね、その考え方と同じくする府下30市で見解を明らかにいたしました。それが62年11月5日でございます。

この姿勢を明らかにするとともに、昭和63年度の総務庁に対する市長会からの予算要望におきましても、その見直しを求めてまいりました。その後、総務庁の回答としては、提案の趣旨は、全国的な指針として策定したものであり、各地域で参考にすべきところがあれば参考にしてもらえばいいというような答えが参ってございまして、本市といたしましても、その後出されました大阪府の同和行政のあり方についての答申等を加味いたしまして、市としての啓発事業を進めておるところでございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○ 福祉事務所次長（農端小一君） 長時間保育の検討委員会の構成でございますが、園長2名、組合の保育所支部から2名、パート保母2名、児童課2名の計8名で構成しております。なお、当初はその人員でスタートし、必要に応じて増員も考えておるところでございます。以上でございます。

○ 22番（早乙女実君） 最初に、消費税の問題でございますが、教育委員会の方はまだ納得しませんが、簡単な水道、病院の方からいきますが、これを再度、消費税を取るとなったら、市民はびっくりするだろうと思うんです。参議院選挙の結果ともからんで、まさに市の姿勢が問われてくるだろうと思います。この辺は、再度、議会審議も含めまして即廃止してもらえば一番いいんですが、その辺では、市として明確な態度を貫いていかれることを要望しております。

教育費の問題ですが、学校給食法も読みましたが、法的にはよくわかるわけです。ただ、何となく釈然としないものが残るわけです。あれだけ議会で大論議をし、産業文教委員会もこの間開かれている中でも何ら報告もされていない。教育委員会は、何か消費税と全く関係がない、私のところは安全ですよ、というみたいな議会の審議とは無関係な雰囲気でいかれているように思えてならない。水道、病院の方は大論議の結果、実施時期について少し考えようということにまでなったが、教育委員会の方は審議が全然されていない。そして、4月から取っている。

大阪府下の各市を見ると、ほとんど取っていない。念のため高石市へ電話で聞きましたが、取っておりません。逆に言えば、消費税を取らなければ給食費に食い込むわけです。だから、このままでは、最終的に給食日数が足りなくなつて年6日間つくれなくなるということは、3月時点の新聞にも載ってました。そういう中、せんだっての労働団体と文部省の交渉の中では、給食費に対しては消費税を課するべきでない。親から取るべきでない。消費税の対象

にするのはおかしいと言っています。文部省自体がおかしいと言うのは、これまたおかしいんですが、それだけ大論議になっていることが、この議会では全然関係なく素通りし、結果の報告もされていないのは、議会軽視、市民軽視もはなはだしいと思います。この辺が、大問題ではなかろうかと思います。法的に問題がないから、議会に諮らなくてもいいということを素通りさせていったんなら、非常に問題ではなかろうかという気がしています。この点について、再度、今後のこともありますので、教育委員会として、あるいは市長としての明確な御見解を聞かせていただきたいと思います。

それと、同和行政については、さらに聞きたいというよりは、意見、指摘だけにとどめておきます。

今の御回答では、総務庁からの文書については、全国的に一般的な方針だから、参考にすべきところがあれば参考にすればいいということなんです。その場合、どこを参考にするのかだろうと思うんです。私どもは、これを認めるつもりはないが、そちらがそうであれば、それでいいと思う。先ほどの最初の質問では、過去の長い同和行政の歴史の中、どこが問題で、意見具申も含め啓発指針がどこを指摘しているかということです。その辺が非常にあいまいにされたまま、しかも明確な御答弁がなく、参考にすべきところを参考にしろ、というのはちょっと納得がいかない。

くどくど言うつもりはありませんが、心理的差別の解消は難しいと、総務庁の文書の中にも書いています。それであればなおさらのこと、本当に差別をなくす立場からいえば、啓発の目的、テーマ、内容の中身をどうするかが問題です。啓発指針の中には、差別意識の解消のほかに、部落住民の自立向上心の涵養にポイントを置きなさい、とはっきり言っています。それから、従来のテーマとか内容が画一的であったし、内容の選択に主体性が欠けていたと指摘しています。さらに、啓発の主体は、あくまでも民間運動団体の反発が仮にあったとしても、同和問題解決のために必要な啓発は断固これを行うべき、という毅然たる態度がなければ国民に受け入れられないし、効果的な啓発を行うこともできない。ある程度運動団体の反発があるということを前提にした上で、今の到達点でやるべきことはやりなさい、というのが啓発指針の精神なんです。

さらに、民間運動団体の行う啓発も、同和問題の解決に逆行する結果をもたらしているものもあるとか、行政施策の必要性を強調するため、社会的低位状態を強調しすぎることは、かえって心理的差別を助長させてしまう結果をもたらすとか、あるいは一部民間運動団体が自治体の教育と位置付けている確認糾弾行為も、一般国民を部落問題から遠避ける結果となっているという、一般市民が読めば至極当然にことで、これが今まで問題になってきたこと

なんだということを、先ほど、全国一般方針だと言われましたが、逆に全国民がそう思っているということです。その辺の立場を明確に持ち、今度のアンケート結果をまとめるとき、具体的な啓発指針や意見具申等の立場で論議をされていたら、こんな文章には絶対にならなかつたと思います。

最初に戻りますが、全部委託した功罪が出ております。今からでもこの「和泉市」というのを消してもらってもいい。再訂正をして発行された方がいいと思います。これが行政の結論だと言われたんでは大変なことになると思います。行政の人たちが本気で差別をなくする努力をうそだと言うつもりはないが、本当に差別に苦しんできた人たちに対して、心理的差別を21世紀に持ち越さないという観点でやっていくのであれば、啓発指針や意見具申も含め、本当に一般的な参考にすべきところは参考にしろということですから、本当に参考にしまさに私の言ったことを勇気を持って見直しの努力をまとめていかれることを、これ以上やつても平行線だと思いますので、要望だけしておきます。

給食費の問題ですが、検討委員会の構成もお聞きしましたが、職員団体の問題もありますので、要望だけにしておきます。

高石では、土曜日も含めて長時間保育をやっているわけです。ところが、急のため子供さんを預けておられない人もいらっしゃいますので申し上げておきますが、土曜日というのは、数年前まで給食がなかったんですが、数年前からは、3時まで子供さんを預けておられる親からすれば持たないということで、あるパン屋さんに頼んでサンドイッチと牛乳の簡易給食が出るようになりました。同和園は前から完全給食です。そういう状態で土曜日も長時間保育をやるとなると、保育問題のほかに給食問題が当然出てまいります。平日並みの給食の体制問題も含めないと、土曜日の保育時間の延長問題は前に進まないと思います。そこで、現場の労働条件問題等もあるということを指摘しておきたい。

ただ、検討委員会の中に調理員さんは入っていない。そうなると、今後、土曜日の問題についてどういうように考えていかれるのか、ちょっと不安な気がします。長時間保育問題の中に土曜日の給食問題も含めた形での調理員さんの問題、給食の問題も含めて検討委員会の中で検討していただくよう要望しておきます。

○ 管理部長（逢野博之君） 学校給食費の問題につきましていろいろ御指摘をいただいておりますので、私からお答えを申し上げます。

3月議会の段階で消費税問題に関連して議論がされました。その時点で給食関係の値上げの問題があつたにもかかわらず、議会に報告がされなかつたという御指摘でございます。先ほど、課長から御説明を申し上げましたように、学校給食会計は、一応、一般会計とは別

会計の形で各学校別に処理をしております。たまたま、本年度につきましては、間接的に消費税の物価への影響があることも事実でございますが、先ほど、議員さんが理由の中で申されました。小学校につきましては3%の値上げという結果になっておりますが、中学校の分につきましては、1.3%程度でございます。

学校給食会計の中で一般的御父兄に負担していただく徴収金の会計そのものは、一定の物価動向等いろんな要素を加味して本年度の給食会計の見通しを立てるわけですが、仮に消費税の導入があっても、会計にゆとりがあれば、値上げに踏み切っておりません。その証拠に過去2年間は、給食費の値上げはいたしておりません。会計の見通しを立てる中、値上げをするかどうかの判断をいたしております。たまたま、今年は消費税がございましたので、先生御指摘の消費税が転嫁されているということでございます。御父兄に差し上げる文書の中でも、確かに消費税の導入が1つの要因としてお知らせをしておりますが、それがストレートに給食費に転嫁したということではございません。その点を一つ御理解をいただきたいと思います。

今後ともいろんな要因から給食会計そのものの見通しを立てていく中据え置く場合もあり、ある程度の御負担を願うという形で給食の質の低下を招かないよう、かつ経費の節減に努めてまいり所存でございます。十分に御父兄の負担を軽くしていく立場で取り組んでまいりたい。今回は、たまたま消費税の実施という事態がありましたので、そういう見方をされるやに思いますが、それが直接の原因ではございませんので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

- 22番（早乙女実君） 法的に給食費が議会の論議の対象にならないということですが、チェック機能的な問題について、最後に一言だけ要望しておきたいと思います。

仮に百歩譲って、消費税の問題でなく、一般的な値上げでも私はかみつきます。私たちが全く知る余地がないからです。たまたま、子供が学校へ行っているから、お知らせをもらってきたので値上げということがわかるんです。こういうあり方について、一度各市町村を含め全然やられていないのかどうか、他市の例も含め、審議のあり方についてお教え願いたいと思います。この点だけ要望して終わります。

（副議長退席、議長着席）

- 議長（田中昭一君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして、予定より早く終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

お詫びいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

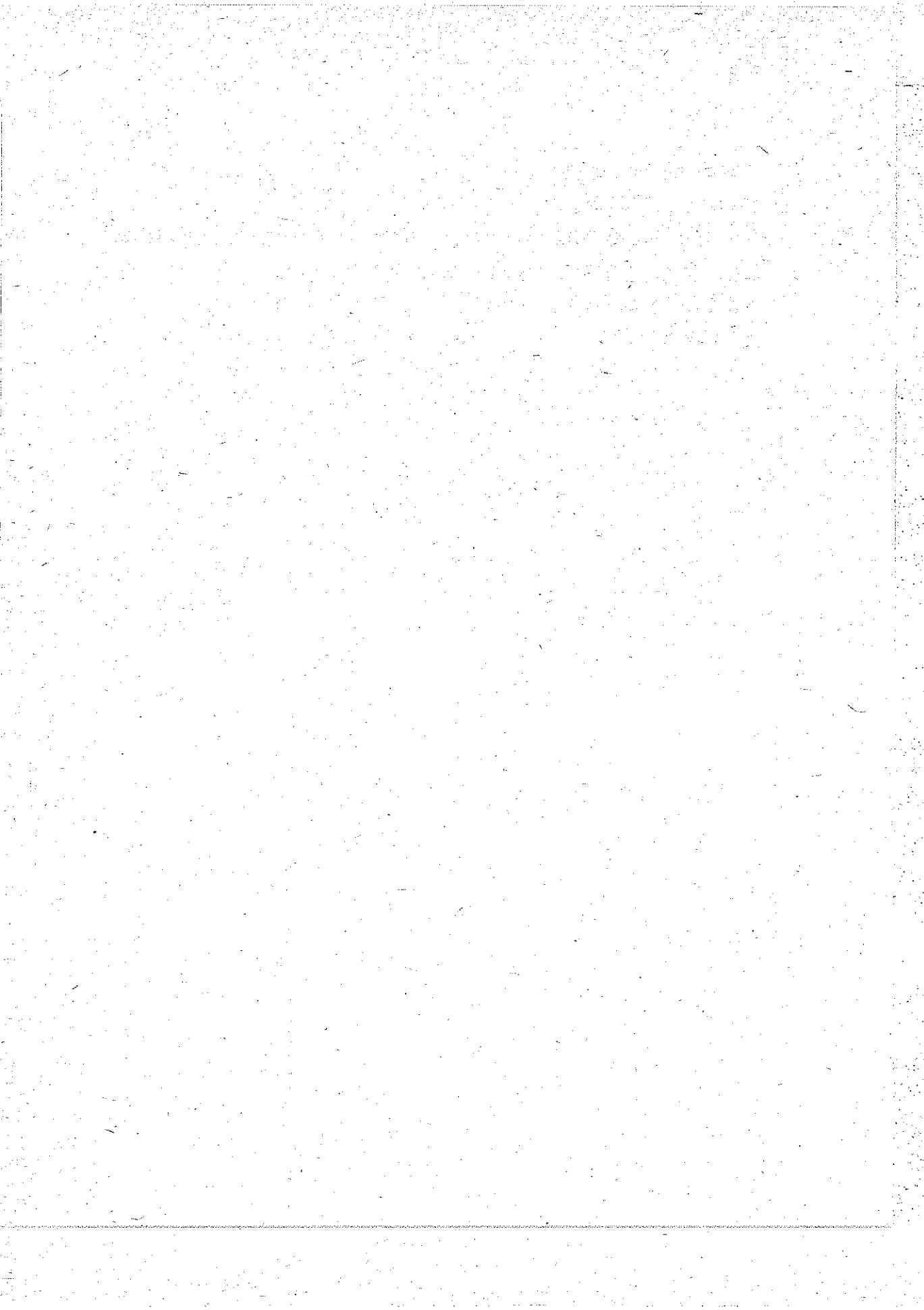
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

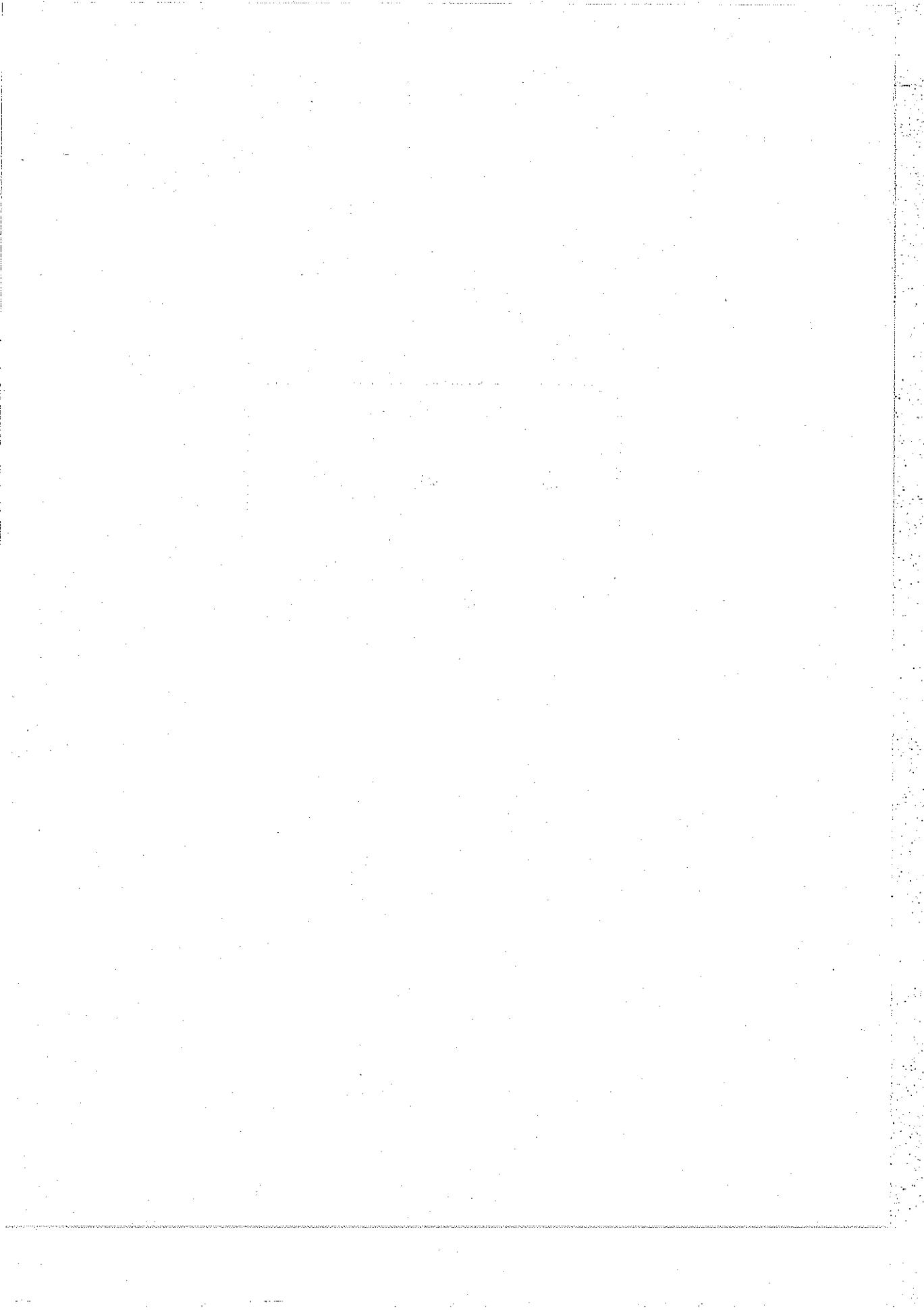
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願ひいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後2時00分散会)



最 終 日



平成元年7月12日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実樹君
8番	中塙新治君	23番	原重樹君
9番	讃岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番 池辺秀夫君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池	忠	雄	事	長	孝	利	之
助役	役	坂	禮	之助	務	務	坂	村	治
収入	役	中	田	白	理	務	奥	阪	彦
市長	公室	杉	忠	弘	次	次	長	豊	行
市長	公室	本	逢	一	課	課	長	宏	洋
市長	公室	野	藤	恒	策	策	長	向	嘉
市長	公室	神	中	治	部	部	長	明	也
市長	公室	西	稻	優	理	事	長	井	臣
市長	公室	島	田	三	事	策	長	坂	義
市秘	書画	鹿	島	昌	務	部	長	川	一
企	課	井	阪	賢	事	務	長	宅	和
総務	課	今	村	和	務	事	長	端	生
		橘	本	堅	務	務	長	大	農
				太郎	所	所	長	農	麻
					次	次	長	宅	岸
					長	長	長	生	秀
					長	長	長	長	仁

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

和烏東隱氏遺記上 中 路 標

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 敦雄
次長 茂隆
議事係 佐谷
係 田村

本日の議事日程は次のとおりである。

平成元年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月12日)

日程	種別及び番号	件 名	適要
1	監査報告 第 7号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 昭和63年11月分)	P. 1
2	監査報告 第 8号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年11月分)	P. 11
3	監査報告 第 9号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年11月分)	P. 17
4	監査報告 第 10号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 昭和63年12月分)	P. 22
5	監査報告 第 11号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年12月分)	P. 32
6	監査報告 第 12号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年12月分)	P. 38
7	監査報告 第 13号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成元年1月分)	P. 43
8	監査報告 第 14号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年1月分)	P. 53
9	監査報告 第 15号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年1月分)	P. 59
10	監査報告 第 16号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成元年2月分)	P. 64
11	監査報告 第 17号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年2月分)	P. 74
12	監査報告 第 18号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年2月分)	P. 80
13	監査報告 第 19号	定期監査(昭和63年度第2次分)結果報告	P. 85
14	報告 第 3号	和泉市土地開発公社昭和63年度決算書類の提出について	P. 1
15	報告 第 4号	財団法人和泉市商工業振興会昭和63年度決算書類の提出について	P. 2
16	報告 第 5号	財団法人和泉市商工業振興会平成元年度事業計画書類の提出について	P. 3
17	報告 第 6号	財団法人和泉市文化振興財團昭和63年度決算書類の提出について	P. 4
18	報告 第 7号	財団法人和泉市文化振興財團平成元年度事業計画書類の提出について	P. 5
19	報告 第 8号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63年度決算書類の提出について	P. 6
20	報告 第 9号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度事業計画書類の提出について	P. 7
21	報告 第 10号	財団法人和泉市公園緑化協会昭和63年度決算書類の提出について	P. 8
22	報告 第 11号	財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度事業計画書類の提出について	P. 9
23	報告 第 12号	専決処分の報告について (歩行者道路上における事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 11
24	報告 第 13号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 15

日程	種別及び番号	件 名	適 要
25	報 告 第14号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 18
26	報 告 第15号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 21
27	報 告 第16号	専決処分の承認を求めることについて (昭和63年度一般会計補正予算(第5号))	P. 34
28	報 告 第17号	昭和63年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 42
29	報 告 第18号	昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 44
30	議 案 第22号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 46
31	議 案 第23号	工事請負契約締結について (王子第二団地2棟二期建設工事)	P. 50
32	議 案 第24号	市道路線の廃止及び認定について (信太1号線及び山ノ谷1号線)	P. 52
33	議 案 第25号	市道路線の認定について(小田町18号線)	P. 54
34	議 案 第26号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P. 56
35	議 案 第27号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 59
36	議 案 第28号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 71
37	議 案 第29号	平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 75
38	議 案 第30号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例制定について	P. 80
39	議 案 第31号	平成元年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 84
40	議 案 第32号	平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 104
41	議 案 第33号	平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	P. 110
42	議 案 第34号	平成元年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P. 116
43	議 案 第35号	平成元年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 133
44	決 議 第 1号	南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトの早期廃絶を求める決議	別 紙
45	意 見 第 5号	米空母の水爆搭載機転落水没事故の真相究明を求める意見書	別 紙

(午前10時00分開議)

- 議長(田中昭一君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席届けのある議員さんは池辺議員さ

ん、遅刻届けのある議員さんは森議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、20名でございます。

- 議長（田中昭一君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 議長（田中昭一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

-
- 議長（田中昭一君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第13までは、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

監査報告 第 7号	例月出納検査 収 入 役 扱	昭和63年11月分	P. 1
監査報告 第 8号	例月出納検査 水道部企業出納員扱	昭和63年11月分	P. 11
監査報告 第 9号	例月出納検査 市立病院企業出納員扱	昭和63年11月分	P. 17
監査報告 第10号	例月出納検査 収 入 役 扱	昭和63年12月分	P. 22
監査報告 第11号	例月出納検査 水道部企業出納員扱	昭和63年12月分	P. 32
監査報告 第12号	例月出納検査 市立病院企業出納員扱	昭和63年12月分	P. 38
監査報告 第13号	例月出納検査 収 入 役 扱	平成元年1月分	P. 43
監査報告 第14号	例月出納検査 水道部企業出納員扱	平成元年1月分	P. 53
監査報告 第15号	例月出納検査 市立病院企業出納員扱	平成元年1月分	P. 59
監査報告 第16号	例月出納検査 収 入 役 扱	平成元年2月分	P. 64
監査報告 第17号	例月出納検査 水道部企業出納員扱	平成元年2月分	P. 74
監査報告 第18号	例月出納検査 市立病院企業出納員扱	平成元年2月分	P. 80
監査報告 第19号	定期監査（昭和63年度第2次分）結果報告		P. 85

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第7号より第19号までの報告を終わります。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第14「和泉市土地開発公社昭和63年度決算書類の提出について」を議題といたします。
報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第3号

和泉市土地開発公社昭和63年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和63年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第3号「和泉市土地開発公社昭和63年度決算書類の提出について」、公社明坂から御説明申し上げます。

公社の運営につきましては平素から格別の御指導を賜り、財政健全化、運営の効率化に取り組んでおるところでございます。今後ともよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしております「昭和63年度和泉市土地開発公社決算書」に基づいて、その概要を説明申し上げます。

まず、5ページの事業実績でございますが、和泉市より委託を受けました土地の先行取得につきましては、一般事業用地といたしまして、黒鳥観音寺線外用地1,085.96m²を1億2,593万9,208円で取得いたしました。また、環境改善整備事業用地として、改良住宅用地等で6,863.14m²を建物、補償を含め9億6,952万5,478円で取得いたしました。

以上、63年度の土地先行取得合計は、81筆、7,949.10m²を建物、補償を含め10億9,546万4,686円で取得いたしました。

次に、土地の売り渡し状況でございますが、6ページ以降に記載のとおり、都市計画街路池上下宮線用地外1,963.34m²を3億8,123万1,471円で大阪府及び大阪府土地開発公社へ譲渡いたしました。和泉市の施行に係る一般事業用地といたしましては、前奈池公園用地、黒鳥観音寺線用地等として4,494.74m²を1億6,092万2,959円で。また、環

境改善整備事業用地といったしましては、北部第一住宅地区改良事業用地及び道路用地など5,833.59m²を建物、補償を含め9億7,346万7,198円でそれぞれ和泉市へ譲渡いたしました。

次に、公共用地取得の受け皿対策として、換地対策事業用地3,367.89m²を2億5,236万1,104円で各権利者へ譲渡し、また、一般処分用地といったしまして、3,664.94m²を3億9,608万7,509円で処分いたしました。

以上、63年度の譲渡総額は、107筆、面積1万9,324.50m²を建物、補償を含めまして21億6,407万241円となりました。

次に、9ページ以降の決算報告書につきまして御説明を申し上げます。

第1款事業収入につきましては、土地建物等売却収入で21億6,407万241円収入いたしました。

第2款借入金につきましては、33億3,500万円借り入れいたしました。

第3款事業外収入につきましては、預金利息及び府道敷予定地の草刈り工事受託料等417万9,634円収入いたしました。

10ページの第4款繰越金につきましては、前年度よりの未払金等の資金△5,826万8,972円収入いたしました。

以上、収入合計は、54億4,498万903円と相なる次第でございます。

次に、11ページの支出でございますが、第1款事業費は、土地取得に伴う支出で環境改善整備事業用地として9億6,952万5,478円、公共用地費で1億3,602万6,848円、土地造成費2,424万4,000円、以上、合計いたしまして、11億2,979万6,326円の支出と相なる次第でございます。

第2款管理費につきましては、公社保有地の財産管理費として705万8,967円支出。

また、職員の給与費等事務管理費といたしまして4,863万566円支出いたしましたので、管理費合計5,568万9,533円支出いたしました。

14ページの第3款借入金償還金につきましては、元金で35億7,000万円、利息等で4億6,05万1,859円、合計39億7,605万1,859円を各借入金融機関等へ償還いたしました。

第4款予備費の執行はございません。

第5款繰越金は、当年度未収金等の資金2億8,344万3,185円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、支出合計は、54億4,498万903円で収入と相対比するものでございます。

以上の事業実施に伴う損益状況につきましては、17ページの損益計算書に記載のとおり、当年度純利益1億5,973万1,427円で、前年度よりの繰越欠損金を差し引きいたしまして翌年度への繰越欠損金は、5億1,267万5,532円と相なる次第でございます。

なお、16ページには平成元年3月31日現在における資産の状況を示す貸借対照表を、また、19ページ以降に財産目録を搭載しておりますので御参照賜りたくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、昭和6.3年度和泉市土地開発公社決算の報告といたします。何とぞ原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号を終わります。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第15「財団法人和泉市商工業振興会昭和6.3年度決算書類の提出について」及び日程第16「財団法人和泉市商工業振興会平成元年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会昭和6.3年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和6.3年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会平成元年度事業計画書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成元年度の事業計画のに関する書類を別紙のとおり提出する

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
- 産業部長（松村吉堯君） お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいたしました報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和63年度決算書類の提出について」並びに報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会平成元年度事業計画書類の提出について」、産業部松村よりその概要を御説明申し上げます。

まず、財団法人和泉市商工業振興会昭和63年度事業報告並びに収支決算について御説明申し上げます。別冊決算書2ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、当振興会が執行いたしました事業の概要でございますが、商工業振興に関する事業といたしまして、(1)商工ニュースにつきましては、市内各事業所の経営に役立つ情報提供を商工会との共同編纂によりまして年6回発行したものでございます。

次に、(2)の通行量調査につきましては、消費者の流動を把握し、過去のデータとともに今後の商業施策の指針とするため、商工会とタイアップして昨年7月27日、31日の2日間、市内各商店街において実施いたしました。

次に、市の伝統ある地場産業として今日に発展し、基幹産業として重要な位置にある人造真珠、ガラス細工、綿織物等を市内外に広く宣伝、紹介するため、産業ビデオを製作いたしました。

次に、特産品の普及、宣伝に関する事業といたしましては、大阪南港のインテックス大阪において開催されました大阪国際見本市へ本市からはガラス細工製品の出品を行い、宣伝、普及に努めました。

次に、(2)の特産品の展示、紹介につきましては、特産品を一般に広く宣伝、紹介し、販路の開拓に資するため、市内公共施設に特産品の展示ケースを設置いたしました。

次に、観光に関する事業といたしましては、槇尾山施福寺、久保惣記念美術館、黒鳥山公園、光明池大橋等の市内観光資源を市内外に広く紹介するため、観光ビデオを製作いたしました。

以上が、事業の概要でございます。

続きまして、収支決算について御説明申し上げます。4ページでございます。

まず、収入の部では、基本財産収入予算額3万3,000円に対し決算額3万3,900円で、差異は900円となっております。これは市が出資しております基本金100万円の定期預金利息でございます。

次に、大科目補助金等の収入は、予算額573万円に対し決算額は565万円で、差額は8万円となっております。その内容といたしましては、中科目補助金収入として、昭和63

年度の当法人の運営経費に充てるため、和泉市の一般会計から出されました使途指定補助金565万円でございます。また、補助金収入として南海電気鉄道株式会社よりいただきました8万円につきましては、会社の補助金等の見直しにより昭和63年度から削除され、8万円の差異となってございます。

次に、雑入につきましては、予算額114万4,000円に対し決算額は114万4,277円、差異は277円となってございます。内訳でございますが、中科目で運用財産利子収入として普通預金利息1万1,527円。その他雑入の主な内容は、毎年度開催してまいりました商工まつりが、実行委員会におきまして諸般の事情により中止決定されましたことに伴い、事業収支を精算した結果、残金108万3,388円について、商工まつり実行委員会から和泉市商工業振興会に返金されたことによるものでございます。

以上により、前期繰越収支差額を加えまして、収入合計予算額965万5,000円に対し決算額957万6,199円で、差異は7万8,801円となってございます。

続きまして、支出の部でございます。5ページでございます。

まず、大科目事業費でございますが、予算額769万3,000円に対し決算額は609万3,000円で、差異は160万円となってございます。内訳といたしましては、中科目観光事業費でございますが、予算額221万3,000円に対し決算額は215万3,000円で、差異は6万円となってございます。主な内訳といたしましては、観光等ビデオの製作委託料150万円でございます。地場産業振興事業費につきましては、予算額288万円に対し決算額は284万円で、差異は4万円となってございます。主な内容は、商工まつり負担金210万円等でございます。受託事業費としては、予算額260万円に対し決算額は110万円、差異が150万円となってございます。主な内容としては、情報提供事業負担金64万円。また、150万円の差異につきましては、人造真珠集約化計画調査の費用として予算を計上しておりましたが、人造真珠工場アパート団地建設推進委員会との協議等が進展せず、具体的な調査を実施するところまで至っていないということで、平成元年度へ繰り延べしたことによるものでございます。

続きまして、大科目管理費、中科目一般管理費につきましては、予算額31万円に対し決算額18万3,432円、差異は12万6,568円でございます。主な内容といたしましては、消耗品費3万3,000円、会議費5万4,000円等を支出したものでございます。

次に、大科目固定資産取得費、中科目什器備品購入支出でございますが、予算額51万8,000円に対し決算額51万7,830円、差異は170円となってございます。これは保管庫及び展示用ケースの購入に支出したものでございます。

なお、什器備品購入支出51万8,000円につきましては、予備費より流用させていただきました。

続きまして、大科目雑支出、中科目雑支出でございますが、予算額108万4,000円に対し決算額108万3,388円、差異は612円でございます。その内容につきましては、収入の部の雑入科目で説明いたしましたように、商工まつりの返金額について市財政課と協議の結果、一般会計予算に戻入したことによるものでございます。

続きまして、大科目予備費につきましては、中科目地場産業振興事業費へ13万円を、また、什器備品購入支出で51万8,000円をそれぞれ流用し、予算額5万円に対し差異も5万円となってございます。

以上により、当期支出合計予算額965万5,000円に対し決算額787万7,650円、差額は177万7,350円となり、次期繰越収支差額は169万8,549円となったものでございます。

なお、6ページは正味財産増減計画書、7ページは貸借対照表、8ページには財産目録を記載いたしております。

以上で財団法人和泉市商工業振興会昭和63年度事業報告並びに収支決算についての説明を終わります。

続きまして、報告第5号の財団法人和泉市商工業振興会平成元年度事業計画並びに収支予算について御説明申し上げます。別冊予算書1ページを御覧願いたいと存じます。

まず、事業計画の概要でございますが、商工業振興に関する事業といたしましては、地場産業を紹介するため、昭和63年度に製作いたしました産業ビデオを堺市中百舌鳥にあります南大阪地域地場産業振興センターで放映、また、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを行う計画でございます。

次に、商工ニュースの編纂、発行といたしましては、市内商工業者に情報を提供するため商工会と連携を強めながら、国、府、市の施策紹介並びに税務、経理、社会保険等を掲載した商工ニュースを隔月に発行いたします。

また、小売業者の事業活動を確保するため、市内商店街における通行量調査を例年どおり、実施する計画でございます。

次に、市の代表的な地場産業であります繊維、人造真珠業界並びに商業の振興を図るため、和泉市商工まつり実行委員会が行います和泉市商工まつりに例年どおり、参加していく所存でございます。また、商工業の振興に関する情報資料を引き続き収集、提供してまいります。

次に、特産品の普及、宣伝に関する事業といたしましては、第18回東京国際見本市へ出

展参加するとともに、特産品パンフレットを配布いたします。また、特産品の常設展示を一層充実させるとともに、業界、組合の協力を得て、引き続き特産品を市内外の皆様方に安価にあつせんし、普及、宣伝に努めるよう考えてございます。

次に、観光に関する事業でございますが、昭和63年度に製作いたしました観光ビデオを南大阪地場産業振興センターはもちろん、大阪府国際観光情報センターにも提供するのを初め、産業ビデオと同様、放映並びに無料貸し出しを実施し、市内観光資源を広く紹介する考え方でございます。

また、観光パンフレットの作成並びに配布でございますが、既存のパンフレットを製作してから5年を経過し、記載内容にも一部変更が生じてまいりましたので、より一層充実すべく新しいパンフレットを作成し、観光資源を広く宣伝、紹介する計画でございます。

次に、2ページの小規模企業共同利用事業推進に関する事業といたしましては、通産省の施策として制度化されております同和高度化資金による人造真珠工場アパート建設に必要な調査事業でございますが、現在、人造真珠工場アパート団地建設推進委員会との協議等を進めており、これらが整い次第、必要事項の調査事業も行ってまいりたく計画いたしております。

以上が、平成元年度事業計画の概要でございます。

続きまして、ただいま御説明申し上げました事業計画を推進するための平成元年度収支予算について説明申し上げます。3ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、収入の部といたしましては、大科目基本財産運用収入として、基本金100万円を定期預金しておりますその利息3万3,000円を計上いたしました。

次に、大科目補助金等収入といたしまして565万円を計上いたしました。

なお、例年、南海電気鉄道株式会社より観光事業推進のためいただいておりました8万円につきましては、会社の補助金等の見直しにより63年度より削除され、減額となっております。

次に大科目雑入といたしましては、普通預金利息1万円、その他雑入として3万円を見込み、合わせて4万円を計上いたしました。

以上により、当期収入合計は572万3,000円となり、前期繰越収入差額は例年どおり、計上を予定しておりましたが、急拠、地場産業を広く市民にPRするため、公共施設に設置する展示ケース購入等に支出したことにより120万円を減額、150万円を計上いたしました。したがいまして、収入合計は722万3,000円となってございます。

続きまして、4ページの支出の部でございます。

まず、大科目の事業費といたしまして 655万3,000円計上いたしました。内訳といたしましては、中科目観光事業費として 152万3,000円を計上し、主な支出といたしましては、観光パンフレットの製作委託費 110万円でございます。また、地場産業振興事業といたしまして 243万円計上。主な支出といたしましては、商工まつり事業負担金 210万円でございます。また、受託事業費といたしまして 260万円計上し、主な支出といたしましては、情報提供事業負担金 64万円でございます。

続きまして、大科目管理費として 31万円計上。

大科目予備費につきましては、36万円計上いたしました。

以上により、当期支出合計は 722万3,000円でございます。

以上、簡単でございますが、財団法人和泉市商工業振興会平成元年度事業計画並びに収支予算についての説明を終わります。何とぞよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第4号及び第5号を終わります。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第17「財団法人和泉市文化振興財団昭和63年度決算書類の提出について」及び日程第18「財団法人和泉市文化振興財団平成元年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団昭和63年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和63年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第7号

財団法人和泉市文化振興財団平成元年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成元年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団昭和63年度決算書類の提出について」、報告第7号「財団法人和泉市文化振興財団平成元年度事業計画書類の提出について」、担当の社会教育部理事竹田よりその内容につきまして、お手元の資料により御説明申し上げます。まず、事業の状況でございますが、館の主な事業でございます研究発表展事業といたしまして、特別展示といたしまして「中国古式金銅仏と中央・東南アジアの金銅仏展」を10月9日より12月4日までの49日間、重要文化財指定の青銅鍍金の菩薩等外94点を展示いたしました。

2つ目の特別陳列といたしましては「書画の名品」として、4月3日から5月29日まで、館の蔵品の中から国宝、重要文化財指定の書画を展示いたしました。

このほか常設展示といたしましては、「日本の工芸」、「中国の美術」、「中国の和鏡」、「源氏絵」の4つの展示を行いました。

展覧会別の来館者数は3ページの上部の表のとおり、開館日数226日、来館者1万5,407人、ほぼ前年度と同様の数でございます。

このほか出版事業といたしましては、特別展解説図録あるいは論文集を発行いたしました。

このほか情報資料収集事業といたしましての研究資料収集あるいは美術品整理保存事業といたしましては、槙尾山施福寺から出土いたしました法華経の修復。

国際交流事業といたしましては、台北故宮博物院副院長江兆申先生との懇親。

また、普及事業といたしましては、学習事業として創作学習、グループ展・個展への援助、成人学級の初茶会、ミュージアム・コンサート等を開いてまいりました。

また、広報宣伝活動では、展示の計画書及びポスター等を作成、関係各機関に発送いたしました。

施設管理事業といたしましては、63年8月の集中豪雨によります一部石垣の破損等を修復したほか、美術館の鑑賞の場にふさわしい環境づくりに努めてまいりました次第であります。

7ページから10ページの庶務の概要につきましては省略させていただきます。

なお、7ページの役員の欄で「常務理長」とあるのを「常務理事」に訂正させていただきたいたいと思います。

それでは、11ページの収支計算書について御説明申し上げます。

まず、収入の部では、基本財産運用収入は、3億円の基本財産利息収入でございまして決算額が1,642万4,715円。

事業収入では、観覧料収入、出版物販売収入、普及事業収入合計544万4,120円でございます。

3番目の和泉市よりの受託金収入が4,717万5,000円。

研究助成収入80万円。

雑収入では、受取利息と雑収入合計で3,80万5,332円。

当期の収入合計が7,364万9,167円、前期からの繰越額3,65万7,779円、収入合計が7,730万6,946円と相なってございます。

次に、12ページの支出の部でございますが、事業費といたしましては、主として展覧会開催の費用から施設管理に要する費用でございまして、事業費として5,191万8,67円の決算額でございます。

管理費の一般事務管理費では、光熱水費等で決算額1,272万8,676円。

研究費の飲器調査研究費として79万3,620円。

特別預金支出といたしましては、美術品整理保存事業積立金として200万円、館蔵品図録発刊積立金500万円。

予備費の支出はございません。

以上、当期の支出合計は7,243万3,163万円と相なり、当期の収入との差が121万6,004円。平成元年度へ487万3,783円を繰り越してございます。

以下、13ページより17ページまでは財務諸表でございますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成元年度の事業計画書類の内容について御説明申し上げます。

本年度の研究発表展事業といたしましては、特別展といたしましては、10月8日から12月3日までの間、「飲器」をテーマとして展示をする予定でございます。

特別陳列では、書画の名品。

常設展示では、「中国の工芸」、「中国近代絵画」、「日本の工芸」、「源氏絵」の4つの展示を計画してございます。

また、出版物事業では、館蔵品の中から重要文化財に指定されております「十王経図巻研

究」をカラー図判で出版したいと思います。そのほか、本年度は、開館以来出版してまいりました館蔵品図録が残部が少なくなりましたので、新しく館蔵品のカタログを発刊する予定でございます。

なお、今後の国際化時代に対応するため、今回から英文も発刊するよう考えてございます。

次に、情報資料収集事業でございますが、主として古書の充実を図ってまいりたいと思います。

美術品整理保存事業でございますが、本年度も槻尾山出土の法華経の修復を順次行ってまいりたいと存じます。

また、国際交流事業では、諸外国との文化・美術の交流が非常に重要な課題となっておりますので、来日された方々との交流を深めてまいりたいと存じます。

普及事業では、創作活動を積極的に展開。特に若者をもう少し館にお運びいただくよう、ミュージアム・コンサート等も開催してまいりたいと思います。

広報活動事業では、ポスター・チラシ等を配布。また、報道機関と密接な連絡をとりながら広報活動を進めてまいりたいと思います。

また、8番目の施設管理事業としては、美術品の鑑賞にふさわしい環境を保持するため、良好な維持管理を図ってまいりたいと存じております。

次に、これら事業推進に必要な予算でございますが、収入の部では、基本財産運用収入として、基本財産3億円の運用収入1,600万円。

事業収入といたしましては、観覧料収入、出版物販売収入、普及事業収入として433万4,000円。

受託金収入として4,876万5,000円。

館蔵図録発刊積立金収入といたしまして、館蔵図録発刊のため積み立ててまいりました資金を取り崩しまして1,500万円。

雑収入で156万円。

以上、当期収入8,565万9,000円、前期からの繰り越し430万円、収入合計が8,995万9,000円と相なってございます。

次に、支出の部でございますが、事業費といたしまして、研究発表展、特別展の経費等で7,322万3,000円。

一般管理費といたしまして、光熱水費等で1,623万6,000円。

予備費50万円。

以上、当期支出合計が8,995万9,000円と收支均衡予算を組ませていただきました。

以上、簡単でございますが、両報告の説明を終わらせていただきます。

最後に、議長さんを初め先生方の御指導、御支援を得まして美術館の評価は年々高まってまいっております。さらに、関西新国際空港関連事業の進捗と相まちまして、わが和泉市も大きく変わろうとしておりますとき、文化・芸術の振興の面におきまして、館の運営は一層重要な役割を果たすことと思われます。職員一丸となって対応できる体制を整える所存でございますので、諸先生方の変わらぬ御指導、御支援をお願いいたしまして、両報告の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（田中昭一君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第6号及び第7号を終わります。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第19「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63年度決算書類の提出について」及び日程第20「財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第8号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の昭和63年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第9号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度事業計画書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成元年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいたしました報告第8号「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和63年度決算書類の提出について」並びに報告第9号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度事業計画書類の提出について」、社会教育部生田からその内容の御説明を申し上げます。

まず、昭和63年度の決算関係でございますが、決算書2ページでございます。最初に、事業の概要でございますが、設立後5年目を迎えた昭和63年度の受託事業といたしましては、サンライフ和泉、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設並びにコミュニティセンターの計5施設の管理運営を行いました。また、公共施設管理公社の独自事業といたしましては、市と連携をとりつつ各種講座の開催などを行い、福祉の向上に努めた次第でございます。これら各施設の運営並びに利用の状況につきましては、4ページより13ページに搭載いたしました。また、14ページには本年度中の理事会の議決事項、また、15ページには役員並びに職員の異動状況を搭載しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、16ページからの決算状況でございますが、収支計算の部の収入といたしましては、基本財産の運用収入が94万4,000円。

事業収入のうち独自事業によるものが652万8,500円、受託事業によるものが6,738万7,593円で、そのうち市からの委託料は5施設合計で6,303万5,939円でございますが、各施設の使用料等は、一般会計へ2,169万3,600円収入しておりますので、純一般財源は4,134万2,339円と相なります。

雑収入は、運転資金の預金利息8万3,581円でございます。

以上の収入合計が7,494万3,674円となってございます。

次に、支出でございますが、独自事業として的一般事業費につきましては432万145円でございます。

受託事業費につきましては、5施設の運営費で7,033万7,267円となった次第でございます。

また、一般事務管理費につきましては28万6,262円でございます。

以上の支出合計は7,494万3,674円となりまして、収入と同額でございます。

なお、貸借対照表等は19ページ以降に表記いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上で昭和63年度決算状況についての御説明を終わらせていただきます。

次に、平成元年度事業計画並びに予算について御説明を申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、サンライフ和泉、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、コミュニティセンター及び本年度から新規に受託いたしましたコミュニティ体育館の6施設についての管理運営事業を受託いたしまして、公社事業及び公社管理施設の広報宣伝事業等を行い、平成元年度も前年度に引き続き市民及び勤労者の福利厚生の向上、心身の健康の保持、教育文化の向上を図るため、市と密接な連携を保ちながら中高年齢者の職業相談、職業情報の提供、教養、趣味、娯楽等の学習講座、また、健康の維持増進のための各種教室等の事業を行うものといたしてございます。

次に、これらの事業実施の裏付けとなる収支予算でございますが、2ページでございます。

まず、収入の部では、基本財産収入の運用収入が96万4,000円。

公社独自事業の一般事業収入は701万4,000円。

受託事業収入は1億142万3,000円で、市からの委託料は、6施設合計で9,734万3,000円でございますが、一般会計で収入を予定しております使用料2,756万円を差し引きいたしますと、一般財源は6,978万3,000円と相なる予定でございます。

また、雑収入は4万2,000円でございまして、以上、収入合計が1億944万3,000円となってございます。

次に、3ページの支出でございますが、公社の独自事業であります一般事業費は468万4,000円でございます。

次に、受託事業費としては、全施設運営費を1億351万9,000円と予定してございます。

また、一般管理費を32万7,000円。予備費を91万3,000円と予定いたしまして、支出合計は、収入と同額の1億944万3,000円となってございます。したがいまして、当期収支差額、次期繰越収支差額ともゼロと相なっておる次第でございます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第8号及び第9号の御説明を終わらせていただきます。

今後とも、施設の運営管理につきましては万全を期し、サービスの向上に努める所存でございますので、何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第8号及び第9号を終わります。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第21「財団法人和泉市公園緑化協会昭和63年度決算書類の提出について」及び日程第22「財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第10号

財団法人和泉市公園緑化協会昭和63年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の昭和63年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第11号

財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度事業計画書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成元年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
○ 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました報告第10号「財団法人和泉市公園緑化協会昭和63年度決算書類の提出について」並びに報告第11号「財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度事業計画書類の提出について」、その概要を都市整備部長萩本より御報告させていただきます。

まず、昭和63年度の事業報告であります、別冊資料1ページをお願いいたします。

事業といたしましては、法人の寄附行為に定められた目的に従い、まず、緑化啓発事業といたしまして、光明池緑地内で第4回植樹祭を実施するとともに、緑化パンフレット等を機会あるごとに市民に配布いたしました。また、コミュニティセンターにおいて「花と緑」の室内園芸教室を開催し、モニターなどの組織化に向けた取り組みをいたしました。

次に、都市公園施設の緑化推進事業といたしまして、光明池緑地内ほか7公園にくすの植

樹を行いました。また、公園緑地及び施設の維持管理事業といたしまして、シルバー人材センター等によりまして、公園緑地の維持管理を行っております。

3ページに役員会及び役員及び職員の状況を記載させていただいております。

次に、収支決算について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

まず、収入の部でありますが、基本財産運用収入では、決算額1,656万9,699円となります。これは基本財産3億円の利息収入であります。

次の補助金等収入1,867万円は、市からの補助金等の収入であり、内訳といたしましては、公園の施設維持管理費1,567万円及び緑化啓発助成金300万円であります。

雑収入は、普通預金利息収入であります。

4の特定預金取崩収入1,000万円は、基本金繰入積立預金取崩収入であります。したがいまして、当期収入予算額4,480万円に対し決算額は4,530万8,535円となり、差異は50万8,535円であります。また、前期繰越額は92万8,596円となり、収入合計決算額は4,623万7,131円と相なるものでございます。

次に、5ページの支出の部でございますが、事業費の主なものといたしましては、公園維持管理事業費1,802万9,490円、緑化啓発事業費1,341万3,252円でございまして、主に公園の維持管理経費と緑化植樹費及び各種啓発事業費であります。

管理費356万3,449円は、協会の運営経費でございます。

また、予備費は執行してございません。

次に、固定資産取得費は、投資有価証券の購入費1,000万円でございます。

したがいまして、当期支出合計は、予算額4,572万8,000円に対し決算額4,500万6,191円となり、差異は72万1,809円であります。

次に、当期収支差額では決算額30万2,344円となり、次期繰越収支差額といたしましては、123万940円と相なるものであります。

6ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、決算審査意見書を記載させていただいておりますので、御参照のほどをお願いいたします。

続きまして、報告第11号「財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度事業計画書類の提出について」、概要の御説明を申し上げます。

まず、別冊1ページの事業計画でございますが、当法人は、平成元年度は第3年次に入りますが、前年度に引き続き公園の維持管理事業、都市緑化事業、啓発事業を3本の柱といたしました。都市公園の維持管理では、シルバー人材センターの就労も受けながら公園の日常の維持管理に努め、また、緑化においても、前年度に引き続いで公共緑化を重点に進めると

ともに、啓発では、市民を対象とした「花の園芸教室」を実施し、より内容の充実を図るべく積極的に取り組んでまいります。

以上の事業実施に伴う収支予算でございますが、2ページをお願いいたします。

まず、収入の部では、基本財産運用収入 1,606万円は、基本金3億円の信託利息金であります。

次の補助金収入は市からの受託事業収入であり、公園の維持管理事業費として 2,212万 7,000円計上いたしました。

また、雑収入 7万円は、普通預金利息収入であります。

次の特定預金取崩収入は、本年度はございません。

以上により当期収入合計を 3,825万 7,000円と予定いたしました。

続きまして、3ページの支出の部であります。市の公園維持管理事業費として 2,212万 7,000円。緑化啓発事業費として 1,270万 4,000円、合計 3,483万 1,000円計上いたしました。

次に、管理費として 332万 6,000円を計上し、固定資産取得支出はございません。

予備費として 10万円計上し、当期支出合計を 3,825万 7,000円とし、収入支出は同額と相なるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第10号及び第11号を終わります。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第23「専決処分の報告について」（歩行者道路上における事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成元年7月11日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

市道和泉府中南通り線歩行者道路上における事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、市道和泉府中南通り線歩行者道路上における事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成元年4月25日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、市道和泉府中南通り線における事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市寺門町18.9番地の175 藤原勝

2 損害賠償の額 80,000円

3 和解の要旨

市は、市道和泉府中南通り線における事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

○議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。

○建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第12号「専決処分の報告について」、その内容の御説明を申し上げます。

本件は、市道和泉府中南通り線の歩行者道路上における事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関し、本年4月25付をもって市長の専決処分事項に関する条例に基づき、専決処分をいたしたものでございます。

まず、事故の状況でございますが、平成元年3月1日午後8時ごろ、住所和泉市寺門町18.9番地の175の藤原さんが、和泉市府中町一丁目1251番地先、ちょうど府中駅前駐輪場前の市道和泉府中南通り線の歩道を歩行中、幅25cm、深さ30cmの側溝に敷設されているグレーチングに足を乗せたところグレーチングが崩れ落ち、足を踏み外して転倒、左第5中足骨部分を骨折いたしたものでございます。

次に、損害賠償の内容でございますが、総額8万円を支払ったもので、その内訳は、治療費、通院タクシー代、慰謝料等でございます。

なお、この賠償金のうち7万円は、道路賠償責任保険によりてん補するものでございます。

事故現場のグレーチングにつきましては、翌日、補修を完了しております。

なお、本年度からは、非常勤嘱託員2名により道路専従パトロール班を設置しており、より一層道路管理に努力し、事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたくお願いを申し上げまして、内容の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（田中昭一君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第12号を終わります。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第24「専決処分の報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成元年6月19日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市山手町137番地8-301 梶野 直子

2 損害賠償の額 132,000円

3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

○ 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。

○ 市民生活部長（麻生和義君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第13号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げたいと存じます。

損害賠償及び和解の相手方は、和泉市山手町137番地8-301梶野直子氏で、損害賠償の額は、13万2,000円でございます。

本件は、本年3月24日（金）午後1時ごろ、市内幸町156番地先の市道舞伯太府中線路上において発生したものでございます。本市健康課職員が医師会役員宅へ公用車を運転、健康診査の事務連絡に行く途中でございまして、放光池横の市道を北進中、舞町から府中町方面へ南進してきた相手方の原動機付き自転車と接触、相手方は転倒し、全治1週間の打撲等の負傷をした上、相手方の車両に損傷を与えたものでございます。事故現場は当日、雨でございまして、相手側車両を発見し直ちに急ブレーキをかけましたが、双方がスリップをいたしまして接触したものでございます。

その後、梶野氏と示談の結果、過失割合につきましても市が6割、梶野氏が4割というこことで和解をいたしました。車両の物損費として5万6,000円、治療費3万円、慰謝料等を含むその他一切の賠償金4万6,000円を合わせ、合計13万2,000円を支払うことで示談が成立いたしました。

なお、これに要する賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会及び自動車損害賠償責任保険の全額てん補により、去る6月19日に専決処分させていただいた次第であります。

なお、事故防止につきましては、日ごろより十分注意をしておるところでございますが、なお一層安全運転に努めるよう徹底をいたしたいと存ずる次第でありますので、何とぞよろしく御了承のほどをお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第13号を終わります。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第25「専決処分の報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成元年4月20日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 岸和田市春木泉町8-6 小南光緒
- 2 損害賠償の額 車両修理に係る額 190,000円
- 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第14号「専決処分の報告について」、消防長角谷からその内容につきまして御説

明申し上げます。19ページでございます。

本件は、消防車両の交通事故の損害賠償等に関し専決処分をさせていただいたものでございます。損害賠償及び和解の相手方は、岸和田市春木泉町8-6小南光緒さんでございます。損害賠償額は、車両修理費19万円で、人身負傷はなく、これらの賠償金でもって和解が成立いたしました。

なお、これらの財源は、全国市有物件災害共済会自動車損害共済保険により全額補填するものでございます。

次に、事故の概要でありますが、平成元年3月26日午後1時34分、覚知の和泉市松尾寺町942番地の3、梶崎宅西側で発生いたしました山林火災に出動途上の当市消防団第3分団若櫻班の消防自動車が、市道蒲田松尾寺線松尾寺町521番地の1、河西吉松宅前路上において停車中の普通乗用車に接触、相手車両に損傷を与えたものであります。本件は、いかに緊急走行中の事故とはいえることのなきよう、消防団員に対しましては、運転技術の向上と安全運転の確保に努めてまいる所存でありますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げ、報告の説明にかえさせていただきます。

- 議長（田中昭一君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第14号を終わります。

-
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第26「専決処分の承認を求めるについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第15号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成元年3月30日 専 決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第14号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「31,000円」を「32,000円」に改める。

第13条の3中「生命保険料控除額」の次に「、寄附金控除額」を加える。

第15条の第1項中「第314条の2第4項」を「第314条の2第5項」に、「若しくは医療費控除額」を「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改め、同条第4項中「若しくは医療費控除額」を「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」に改める。

附則第8条第1項中「平成元年度」を「平成6年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「第34条の2第2項第3号」の次に「又は第4号」を加える。

附則第12条の3第2項中「昭和60年度から昭和63年度までの各年度分」を「平成元年度分及び平成2年度分」に改め、同項の表中「1,450円」を「1,400円」に、「2,850円」を「2,800円」に、「3,650円」を「3,600円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 平成元年度分及び平成2年度分の軽自動車税に限り、昭和62年運輸省令第3号による改正後の道路運送車両の保安基準第31条第2項の規定の適用を受ける軽自動車のうち同項の表の第3号に掲げるもの（同号に規定する2サイクルの原動機を有するものを除く。）で同項及び同条第3項の基準に適合するものに対する第32条の規定の適用については、同条第2号ウ中「3,000円」とあるのは「2,900円」と、「4,000円」とあるのは「3,600円」と読み替えるものとする。

附則第14条第1項中「山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「31万円」を「32万円」に改め、「にかかわらず、市民税の所得割」の次に「(分離課税に係る所得割を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第13条の3の改正規定、第15条第1項の改正規定（「第314条の2第4項」を「第314条の2第5項」に改める部分に限る。）及び附則第8条第1項並びに次条第2項及び第3項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）第12条の2及び附則第14条第1項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和63年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第13条の3、第15条第1項及び第4項の規定は、平成2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第13条の3に規定する寄附金控除は、市民税の所得割の納稅義務者が昭和64年1月1日以後に社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第72条第2項に規定する共同募金会に対して支出する寄附金について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第12条の3第2項の規定は、平成元年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和63年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

○ 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。

○ 総務部長（橋本昭夫君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第15号「専決処分の承認を求ることについて」、和泉市税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきました理由並びにその内容につきまして、総務部長橋本から御説明を申し上げます。

このたび、平成元年度の地方税法の一部を改正する法律が、第114通常国会において可決され、去る3月31日に公布、4月1日より施行されることになりました。これに伴い本市の市税条例の規定についても所要の改正を行い、平成元年度の市税の賦課から適用する必要が生じることになりました。このため市税条例の一部改正につきましては、市議会に御提案を申し上げるいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の概要でございますが、議案書本冊23ページでございます。

まず、第12条の2は、個人の均等割の非課税の範囲を定めたものでございまして、均等割のみを課すべきものに係る均等割の非課税基準の算定の基礎となる金額を現行31万円を1万円引き上げ、32万円にするものでございます。

次に、第13条の3は、所得控除を定めたものでございまして、納税義務者の住所地の都道府県共同募金会に対して10万円を超える寄附を行った場合、当該を超える寄附金額に係る所得控除を創設するものでございます。

次に、第15条は、市民税の申告等を定めたものでございまして、寄附金控除の創設に伴い、規定の整備を図るものでございます。

次に、附則第8条は、みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を定めたものでございまして、適用期間を平成6年度まで5カ年間延長しようとするものでございます。

次に、附則第10条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定めたものでございまして、租税特別措置法の改正に伴い規定の整備を図るものでございます。

次に、附則第12条の3は、軽自動車税の税率の特例を定めたものでございまして、電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間を平成2年度まで延長し、端数整理の改正に伴い規定の整備を図るとともに、平成2年、自動車排出ガス規制に適合する軽自動車に係る税率を平成元年度分及び平成2年度分に限り軽減措置を講じるものでございます。

なお、本市には現在、該当する自動車はございません。

次に、附則第14条は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を定めたもので、現行31万円を32万円に引き上げるものでございます。

最後に、新条例の施行期日は、平成元年4月1日とするものでございまして、寄附金控除に係るもの等は平成2年4月1日より施行し、第2条、第3条に経過措置を規定したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、26ページから33ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第15号を承認することに決しました。

-
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第27「専決処分の承認を求めるについて」[昭和63年度一般会計補正予算（第5号）]を議題といたします。
報告を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

報告第16号

専決処分の承認を求めるにことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

昭和63年和泉市一般会計補正予算（第5号）

昭和63年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成元年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 国 庫 支 出 金		3,938,519	△ 195,030	3,743,489
	2. 国 庫 补 助 金	1,601,011	△ 195,030	1,405,981
16. 市 債		2,626,612	195,030	2,821,642
	1. 市 債	2,626,612	195,030	2,821,642
歳 入 合 計		33,913,663		33,913,663

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	補 正			前			補 正			後		
	限 度 領	起債の方法	利 率	借 入 先	借 入 先	償 返 の 方 法	限 度 領	起債の方法	利 率	借 入 先	借 入 先	償 返 の 方法
道路橋梁整備事業	293,975	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	政銀その他	府行	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	228,375	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	政銀その他	府行	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
環境改修事業	43,700	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	30400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	285,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	344,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
都市計画事業	1,173,976	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	1,369,006	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
公営住宅事業	32,900	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	28,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	386,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	356,100	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	9,500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	6,500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
災害復旧事業	10,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	9,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備事業							37,500	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
コスモボリックス出資							20,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
河川整備事業							2,821,642					
計	2,626,612											

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました報告第16号「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の専決処分につきまして、総務部大塚よりその内容を御説明申し上げます。

今回、専決処分をさせていただきました補正予算は、地方債の確定に伴います限度額の追加変更及び国庫補助金がNTT無利子貸付金で交付決定されましたことに伴う財源構成の変更などでございます。これらにつきまして、去る3月31日に専決処分をさせていただきましたので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。35ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、第1表の歳入歳出予算補正のとおり、改良住宅整備事業の国庫補助金がNTT無利子貸付金に変更されたことに伴う財源構成の変更でございまして、国庫補助金1億9,503万円を減額いたしました。

次に、第2条は、地方債の補正でございまして、NTT無利子貸付金への変更による増額並びに各事業の地方債の確定によりますところの限度額の調整でございます。内容につきましては、「第2表地方債補正」のとおりでございます。

なお、個々の地方債の増減は、一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、専決処分をさせていただきました「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の内容でございます。よろしく御承認を賜りますようお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第16号を承認することに決しました。

-
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第28及び日程第29は、いずれも昭和63年度和泉市一般会計予算及び公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてでありますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

報告第17号

昭和63年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の既定により、昭和63年度和
泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令
(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

昭和63年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年 度 (議決限度額) 額)	既 收 入	既 定 財 源	左の財源内訳				一般財源
							國庫支出金	府支出金	地方債	其 他	
7.土木費	5.住宅費	改良住宅事業 整備事業	663,713,000	663,713,000				663,666,000			47,000

報告第18号

昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和63年度和
泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方
自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

平成元年7月11日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 既収入 既定財源		左の財源 未収入 国庫支出金		内訳		一般財源 その他
			円	円	円	円	円	円	
1. 下水道費	1. 下水道費 南北部地域下水道事業 賃貸料	18,003,000	18,002,880			13,400,000			4,602,880
1. 下水道費	2. 整備費 公共下水道事業 整備	167,148,000	167,148,000			157,074,000			10,074,000
合計		185,151,000	185,150,880			170,474,000			14,676,880

- 議長（田中昭一君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました報告第17号「昭和63年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、昭和63年度一般会計予算の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございまして、このたび、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきましては、既に御議決をいただきました改良住宅整備事業でございまして、6億6,371万3,000円を繰り越しいたすものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の御了承をいただいておるものでございます。

以上で「昭和63年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」の説明を終わります。

続きまして、報告第18号「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、昭和63年度公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございます。このたび、地方自治法第146条第2項の規定により御報告を申し上げる次第でございます。

内容につきましては、既に御議決をいただいております南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金及び公共下水道整備事業費でございまして、それぞれ1,800万2,880円と1億6,714万8,000円を繰り越しいたすものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の御了承をいただいておるものでございます。

以上で「昭和63年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」の説明を終わります。よろしく御了承をお願いいたしますのでございます。

- 議長（田中昭一君） 本報告2件に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第17号及び報告第18号を終わります。

-
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第30「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第22号

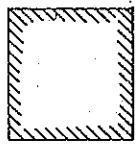
市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、当市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成元年7月11日提出

和泉市長 池田忠雄

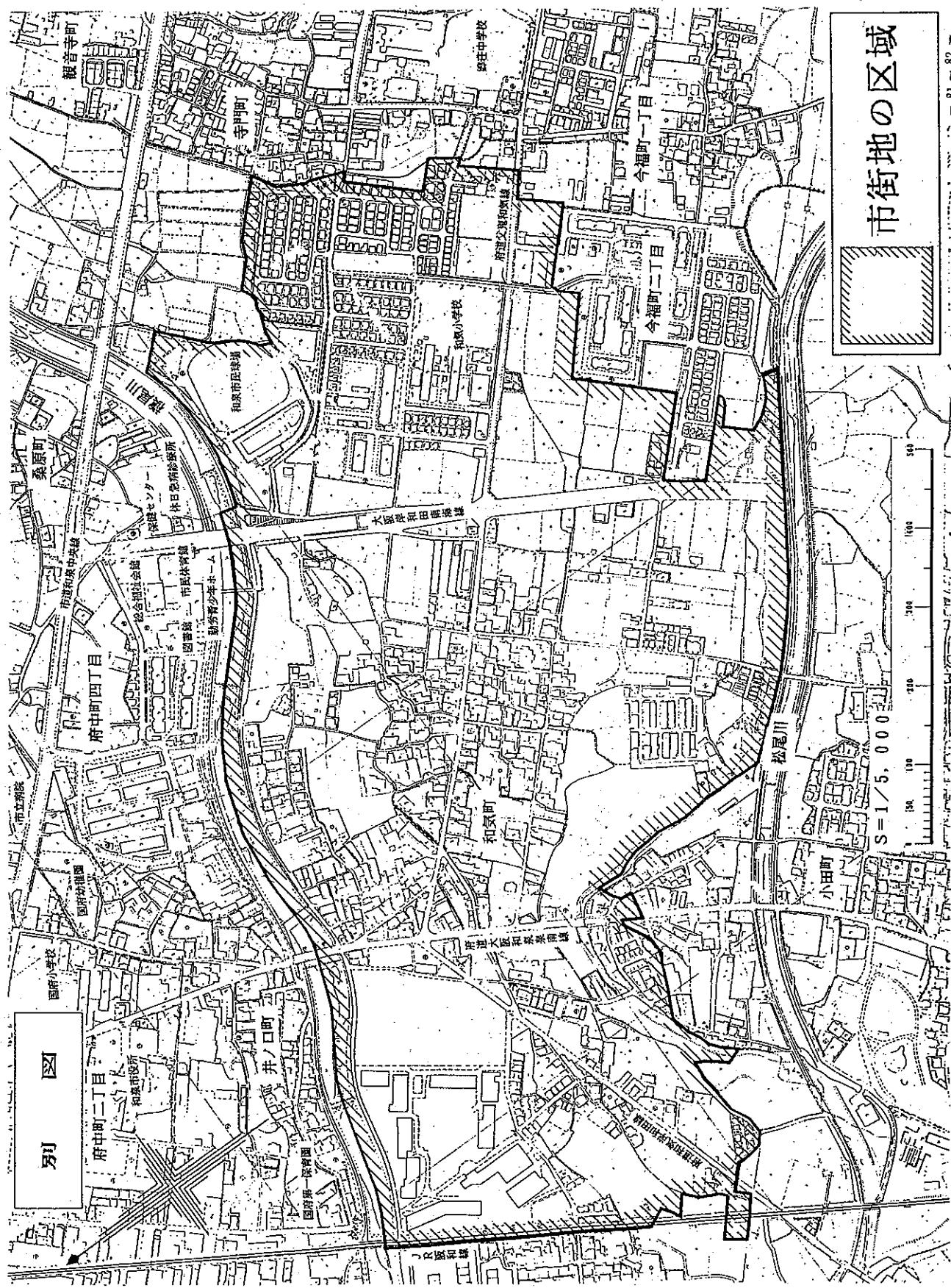
市街地の区域



S = 1 / 5,000

100 110 120 130 140 150

別図



- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第22号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」、提案理由並びにその内容につきまして、都市整備部長萩本より御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、今回、お願ひいたします区域は、別図を添付させていただいておりますが、和泉市民球場、市民プール、大阪府住宅供給公社が開発いたしました和泉寺門和気団地及び現在、市新跡地に建設中の「ザザンパーク」（？）を含めました和気町のほぼ全域と小田町の一部区域を整備対象区域といたしております。

当区域は、かねてより関係行政機関より強い要望を受けており、また、実態調査の結果、町の規模が約6.8haと市街地の中では非常に大きい上、地番が順序よく並んでいないことや、小田町の一部が入り込んでいること、また、岸和田南海線の開通に伴い、今後、市街化の急速な進展が予想されますことから、このまま放置いたしますと住民の日常生活並びに行政、通信、集配業務等に今後、ますます支障を来すものと思われますので、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により住居表示を行おうとするものでございます。

なお、本事業につきましては、和気町を初め周辺町会の同意を得ております。

次に、内容でございますが、別図にお示ししております区域約6.8haを街区方式により実施する予定でございます。

なお、現在の和気町の世帯数は約1,200世帯。人口約3,900人でございます。

次に、今後の予定でございますが、本年8月中旬ごろに和泉市住居表示整備審議会の開催をお願いし、町名、街区割り等について御審議をいただき、次期9月の市議会において町の区域の変更を議案として御提案をする予定でございます。御可決をいただいた後、大阪府公報により告示をしていただき、本年11月に実施する予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明といたします。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第31「工事請負契約締結について」（王子第二団地2棟二期建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第23号

工事請負契約締結について

王子第二団地2棟二期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 王子第二団地2棟二期建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 181,280,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3
株式会社竹内建設
代表取締役 竹内博文

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第23号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設する王子第二団地2棟二期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億8,128万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。

次に、参考資料の各事項に従いまして御説明させていただきます。

工事場所は、和泉市王子町99番地の4ほか。敷地面積1,028m²。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸、延床面積1,079m²。その他付帯工事一式でございます。工期につきましては、御議決をいただきました日から平成2年3月31日までといたしております。保証人は、貝塚市堀三丁目6番3号株式会社安部工務店代表取締役安部常一でございます。

以上で議案第23号「工事請負契約締結について」の提案理由及びその内容、それに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、今回の建設を行うことにより住宅建設戸数は昭和63年度までの実績1,568戸、今回発注する分16戸を合わせて1,584戸となり、全体計画の残りといたしましては58戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原 重樹君） 23番・原です。工事請負の改良住宅建設につきましては、共産党議員団としては、過去、保留をしてきておりますが、それからみまして1、2点、伺っておきたいと思います。

まず、残りの58戸は何棟なのかを教えてほしいと思います。

それから、63年度までの建設戸数が1,568戸と言われましたが、いわゆる政策空き家といわれる分はどのぐらいあるのか。

それから、いつも聞いておりますが、一たん借りて返した分は何戸なのか。特に今回、丸笠団地の2戸1にする分による仮入居があると思いますので、その分が何戸なのか。

以上、数字を伺っておきたいと思います。

同時に、残りが58戸ということを含めまして、今まで年間100戸を超えるペースで進んできましたが、1~2年前からこういうペースになってきておりますが、その理由が、土地等の買収がまとまったところが要るのでそうはなってない、ということだったと思います。その辺で昨日の早乙女議員からの一般質問等を聞いておりましても、ハード面についてめどがついたというのが今の大体の見解でございます。その土地等の理由を含めまして、残りの58戸の建設のめどが実際にしているのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 改良事業部理事（笠木恒忠君） まず、第1点目の数字でございますが、残り58戸の内訳でございますが、4棟でございます。

2点目の政策空き家につきましては、現在、手持ちの受け皿といたしまして129戸でございます。また、一たん入居後の空き家につきましては43戸となっております。

なお、今後の建設のめどでございますが、現在のところ、1棟についてはめどが立っておりまして、もう1棟につきましても、本年度中に何とか買収を完了したいということで進めております。あと2棟につきましては、現時点では、まだめどがついていないのが実態でございます。

- 2.3番（原 重樹君） 現時点では、そういうことだと聞いておきたいと思います。

政策空き家など数の問題を含めまして、われわれとしては、非常にあいまいさを残しながら当初、20年近く前の1,642戸をいまだに追求しているということで、根拠的なものが非常に薄いし、明らかにされていないということです。その必要性について、こちらとしての判断材料が得られないということで保留をさせていただいている次第でございます。

これは改良さんがお答えになるのか、同対部かわかりませんが、最終的にはハード面でめどがついてきた。改良住宅も残り58戸という時点で立って、この1,628戸がどうなっていくのか。一言で言えば余るのか、足りないのか、どうなのかというところ辺がそろそろ出てもいい時期だと思います。足りなければどうないかしなければならないということも含めいろいろ検討されている時期だと思いますので、その辺をどう考えているのか、再度、お尋ねいたします。

- 改良事業部長（富田宏之君） 全体計画1,642戸の根拠は、当初、計画いたしました時点では、対象の全世帯数が3,150戸ぐらいございました。その中でアンケート調査等を含めました実態調査では、地区外の代替地を希望される方、地区内に代替地をお求めになる方、自主解決でいかれる方等を分析した中、改良住宅の建設戸数が1,642戸が必要だということで、今までこの事業を推進してまいりました。現実には、買収戸数に合わせた改良住宅の入居比率も計算をしてきました。当初は、受け皿が少なかったという傾向もあるのかもしれません、私の方で計算をいたしました改良住宅に対するパーセンテージよりは若干、低かったんでございますが、近年、改良住宅に対する入居希望が、われわれの計算値よりも多くあるということも事実でございます。

それから、1,642戸の中には、関連いたします公共事業として池上下宮線、岸和田南海線の地区内居住者に対する受け皿対策というのも保証していかなければいけないという形でも進めております。1,642戸で完全に差し引きゼロになるかどうかの現実的な計算はできませんが、われわれが今後、買収しようとする世帯数、入居率等を全体的に見る中では、どうにか1,642戸の中で賄えるんではなかろうかという判断を現時点ではしております。

以上でございます。

- 23番（原 重樹君） くどくど言うのはやめておきますが、どうにか賄えるだろうということです。以前、私が一般質問等で聞かせていただいたときには、この20年ほど前の1,642戸がなぜ変わらへんのか、変わって当然だろう、それをいまだに追求云々ということを言ったことがあると思います。そのときの理由の1つは、1,642戸では多分足らなくなるだろうというふうに議会でも聞かせていただきました。もちろん、日々変わっていくものですから、どうしてもプラスマイナスゼロにならなければいけないということを言っているわけではありませんが、今言われた中身あるいは人口等数字的な根拠も含めどこにも明らかにされていないというのが、これまでのやり方であったはずです。4.2haの地区指定の中の人口はわかりまへんとか、本当に町づくりとしてどうか、という点を加味してやっているものではないということで申し上げてきております。

今回、どうにか賄えるだろうということで、また、新しい見込み的な見解を言われたと思うのですが、科学的な根拠もなく言われているように聞こえます。非常に不確定要素が多いということで、この議案も保留をさせていただきたいと思います。ここで態度をはっきりさせておきたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 他に。

- 7番（赤阪和見君） 過日の新聞で兵庫県神戸市で鉄筋の50億円とかの工事で50%を上回る入札不調があったと出てました。最近、仮枠大工が非常に払底しており、国の基準による1万7,000円何がしかの金額が、今や3万円を超さなくては仮枠大工を集めることができないというのが1つの原因だそうです。最近の土地等の値上げによる地上げで東京方面に大工さんが流れていってるという形が報道されております。こういう形で契約締結を出されできたら、私たちは、この1億8,000万円のいきさつがわからない。和泉市でもそういうことがあったのかなかったのか、どのように考えられているのか。仮枠大工が1坪何ぼとか、1人1日何ぼとか、どのぐらいの積算見積もりだったのか。また、その点での不調はなかったのかあったのか、お尋ねいたします。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

- 改良事業部長（富田宏之君） ただいまの御質問でございますが、建設業界全般で確かに工事受注率が高く、かなり人手不足があるということは、われわれも認識しております。ただ、今回の請負契約では、そういうものは配慮はしておりません。建設省から示されます年度、年度の単価によって積算されたものでございまして、今回は、そういう要因を含んだ値上げという積算はしておりません。

また、私どもの方は幸い、一定の落札金額をいただきしております、今のところ、不調という実態はございません。

○ 7番（赤阪和見君） この際、市全体のことでも聞かせていただきたいと思いますが、今年度の分はまだ出してない、昨年の残りだろうと思いますが、一部では高値談合という話も出でますが、それは別として、請負の方あるいは建設部ではどのような考え方を持っているのか、ちょっとと聞かせていただきたい。

○ 総務部次長（奥村富彦君） 契約課でも、本年度の分につきましては若干、工事発注を行っております。業者間でいろいろ話し合いというか、業界新聞、テレビ等の報道では、先生御指摘のような話もあるやに認識しております。後で建設部の方から話があるかもしれません、いずれにしても、補助金をいただきて工事発注をしていく側としては、国側の歩がかりなどが変更されない限り、その単価を無理矢理にいらうことはできないと思います。私どもの方で積算をしているわけではありませんが、今までの実績としては、不調になった件は1件もありません。幸い、すべて適正な価格で落札されていると理解しております。

以上です。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 建設部理事（山崎琢磨君） 契約金額の積算につきましては、建設省から歩がかりが、単価につきましては、大阪府からは調査した金額が示されておりまして、それによって補助金を申請、執行していくということでございまして、その分につきましては、現在のところ、われわれの方は、支障はないと聞いておるわけでございます。

以上です。

○ 7番（赤阪和見君） 金額が金額だけにその部分の割合は少ないとと思うんです。最近の全体的な物価上上がりということではなく、仮枠という特殊な工程が値上がりしているということで、1億8,000万円の部分で幾らになるかわかりませんが、その点では、非常に懸念するところもあります。新聞報道では、やはり最低入札業者を呼んで歩み寄ったということが載っておりました。その点では、国の基準がいかほどであれ、時代の流れがあることも事実です。当市の場合、府や県と違って50億、100億円という工事はないわけですが、今後のことを考え合わせると、そういう点も一定の考慮を払うべきではないか。別に高くせよということではなく、しっかりとこちらの基準を持っていただきたいと希望しております。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第32「市道路線の廃止及び認定について」（信太1号線及び山ノ谷1号線）及び日程第33「市道路線の認定について」（小田町18号線）の2件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

議案第24号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

平成元年7月11日提出

和泉市長 池田忠雄

1 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
信太1号線	3,605.20	1.30~14.70	和泉市上代町913番地先	和泉市小野町14番地先	信太山演習場内
山ノ谷1号線	567.00	2.30~6.90	和泉市尾井町336番地の7先	信太1号線まで	

2 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
信太1号線	1,615.20	1.30~5.70	和泉市上代町913番地先	上代伏屋線交点	
山ノ谷1号線	457.00	2.30~4.70	和泉市尾井町336番地の7先	和泉市尾井町320番地先	

議案第25号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成元年7月11日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
小田町18号線	210.00	5.00	和泉市小田町362番地先	和泉市小田町435番地の1先	

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第24号「市道路線の廃止及び認定について」、議案第25号「市道路線の認定について」、その提案理由並びに内容につきまして一括御説明を申し上げます。

まず、議案第24号の信太1号線と山ノ谷1号線でございますが、49年度より事業実施をしてまいりました市道上代伏屋線が、市道信太2号線から府道和泉富田林線までの区間の開通に伴いまして、信太1号線と山ノ谷1号線の一部を廃止するものでございます。

まず、信太1号線でございますが、議案第24号参考資料2ページから3ページを合わせて御参照いただきたいと存じます。上代伏屋線の開通に伴い上代伏屋線と平行している部分、つまり上代伏屋線との交点から伏屋町から通じている演習場内道路和泉市小野町14番地先までを認定廃止するものであり、このため道路法第8条及び第10条の規定に基づき、現在の認定路線起点和泉市上代町913番地先から終点和泉市小野町14番地先まで、延長3,605.20mを一たん廃止し、改めて起点和泉市上代町913番地先から上代伏屋線交点まで、延長1,615.20m、幅員1.30m～5.70mを市道信太1号線として認定するものでございます。

山ノ谷1号線につきましては、起点和泉市尾井町336番地の7先から終点信太1号線までとなっておりますが、上代伏屋線が山ノ谷1号線を分断して通過いたしましたのと、今回、接続点である信太1号線を認定廃止するについて山ノ谷1号線の一部も廃止するものであり、同じく道路法第8条及び第10条の規定に基づき、現在の認定路線567mを一たん廃止し、改めて起点和泉市尾井町336番地の7先から終点和泉市尾井町320番地先まで、延長457m、幅員2.30m～4.70mを市道山ノ谷1号線として認定しようとするものでございます。

なお、山ノ谷1号線から上代伏屋線の接続につきましては、既に山ノ谷6号線を築造、認定し、接続をいたしております。

次に、議案第25号の小田町地区内の市道認定でございますが、本件は、府道大阪岸和田南海線が小田町の南部を通ることにより、かねてから小田町内から大阪岸和田南海線に接続する道路の要望を受けておりました。数年にわたる折衝の結果、昭和63年度事業として大阪府の補助の御採択をいただき、工事施行をいたしたものでございます。

その内容でございますが、議案第25号参考資料4ページを合わせて御参照願います。市道国府山直線から府道大阪岸和田南海線までの区間、起点和泉市小田町362番地先から終点和泉市小田町435番地の1先まで、延長210m、幅員5mを道路法第8条の規定に基づき、認定しようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定をくださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号及び第25号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第34「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長 朗読）

議案第26号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立幼稚園条例（昭和34年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、「和泉市立南池田幼稚園 和泉市三林町1273番地の1 120人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

昭和63年度より休園措置を行ってきた南池田幼稚園について、今後とも園運営が可能な園児数の確保が望めないため、廃園措置を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 管理部長（逢野博之君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第26号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして教育委員会逢野より御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、全国的な出生率の低下に伴う幼児人口の減少は、幼稚園運営に深刻な影響となって表れておりまして、特に南池田幼稚園におきましては、昭和62年度の園児が12名に減少いたしました。学校教育法第77条に定められた幼稚園の設置目的である「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」という、教育機関としての公教育体系での位置づけ等、集団教育の場として十分なる機能を發揮できない状況のもと、幼稚園教育要領に定める保育内容の充実、2年保育の実施を前提とした保護者の園に対する意識調査等、園の充実発展に向けての策を講じてまいりましたが、集団教育を行うに必要な一定数には及ばず、やむをえず63年度から本年度の2カ年にわたる休園措置を行ってまいりました次第でございます。

このような経過の上に立って、当施設の設置、存続の適否につきまして検討を加えてまいりましたが、今後の当地域の幼児人口の推移、入園希望に対する住民意識、園の地理的条件等客観情勢から判断いたしまして、開園に対する期待も現在においてその見通しは立たない状況にあり、この際、行政財産として施設の有効活用を図る見地から、教育委員会としてはまことに不本意ではございますが、廃園する方針によりまして、地元南池田校区連合町会並びに和泉市幼児教育振興審議会での御審議をいただく中で、やむを得ない措置と御理解をいただきましたので、幼稚園の設置について定めております和泉市立幼稚園条例の一部を改正すべく、御提案を申し上げた次第でございます。

次に、改正の内容でございますが、和泉市立幼稚園条例第2条の表中、「和泉市立南池田幼稚園和泉市三林町1273番地の1 120人」を削るものであり、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。

なお、58ページに新旧対照表を添付したしておりますので御参照いただきまして、何とぞよろしく御審議の上、原案御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 23番（原 重樹君） 23番・原です。まず第1点目に、南池田幼稚園は何年前にできた幼稚園ですか。

また、今回の廃園措置ということですが、後の施設をどう利用するのか、明らかにしていただきたい。

それから、幼稚園教育そのものに対してどのように努力していくかが、非常に問われるところだろうと思います。そういう観点からしますと、今、全国的に幼児数が減少しているというところから考えましても、ほかとの兼ね合いが出てくる。ましてや、当市では、20名以下になったら云々といわれる中、ほかの園も減ったらこうなるのかということになりかねませんので、本当に幼稚園教育そのものに対してどう努力していくかとしているのか、その辺の決意も含めてお聞かせを願いたいと思います。

それから、国府、伯太で2年保育を実施しておりますが、教育的な観点からその点をどう評価しているのか。合わせまして基本的な考え方について、今後のこととも含めてお聞かせを願いたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 管理部長（逢野博之君） まず、何年にできたか、ということでございますが、南池田幼稚園は、昭和49年4月に開園をいたしております。

廃園後における施設の活用でございますが、これは審議会の段階でも御意見がございました。教育委員会としても、一定の考え方を持ってございます。現状、廃園した後、教育財産としてそのまま継続していく。具体的には、国府小学校にあります教育研究所を向こうの施設で利用していきたい。それと、現在、教育委員会内部に教育相談室を設置しておりますが、山手地域の教育相談に応じるため、向こうにも教育相談員を配置したい。それから、残りの施設につきましては、教職員の研修施設として活用してまいりたいという考え方でございます。これは先ほども申し上げましたように、将来、この地域での再開園ということも考えた上での対応でございまして、審議会でもそういう付帯条件が付けられております。

それから、幼稚園教育に対する努力ということでございますが、先ほども申し上げましたように、和泉市の幼稚園教育は、審議会でも十分御説明させていただきましたが、公私立共存共栄の中で運営をしてまいりました。これは一定の経過がございます。園児が急増した昭

和48年前後におきましては、公立幼稚園だけでは入園希望者を全部賄えないという実態がございましたので、それを補完する意味において、私立幼稚園が公教育の一端を担っていただいたいというものでございます。

今後の幼稚園教育の中における公立の努力でございますが、園児獲得の目的のみで努力するということは、私立に対する影響もございます。保護者の私立、公立の選択によるわけでございますが、学校教育法に定められた幼稚園教育要領の保育内容の充実によって保護者の選択を得てまいりという、一定の限られた制約の中での努力しかできないわけです。極端に申し上げますと、通園バスを走らせて園児を獲得していくということも問題がございます。一口に申し上げまして、幼稚園教育に対する努力ということになれば、教職員一致協力の中で保育内容でもって保護者に選択をしていただくという形で取り組んでいくというのが、現状の努力の考え方でございます。

それから、伯太、国府幼稚園における2年保育実施に伴いまして、他の園に対する考え方でございますが、これにつきましても、従前から国府幼稚園につきましては、2年保育実施について強い要望もございました。議会に請願も出てまいりました。先ほど申し上げました公私立共存共栄の中、2年保育問題についても慎重に検討してまいりましたが、実施に踏み切った1つの大きな要因は、そういう要望が出てまいり裏付けといたしまして、在宅園児でもって公立幼稚園に対する2年保育の希望者が多いという実態を掌握した結果におきまして、他の私立幼稚園に大きな影響を及ぼさない、在宅園児が公立の国府、伯太幼稚園に就園していただいたという結果が出てまいりました。

そういう観点に立って他の幼稚園におきましても、一定の数を割った状態になりました場合、国府、伯太と同じように2年保育を実施していくかという問題につきましては、一定の検討を要する事項でございます。いろんな事情もございます。また、地域の幼稚園における運営実態もございます。それらの点を十分検討いたしまして、いろんな保護者の意識調査もしなければならない中、公私立共存共栄の観点に立って、また、保育園に対する影響等も配慮する中一定の結論を出してまいりたい。教育委員会としても、今回の休園、廃園の措置はまことに不本意ではございますが、できるだけ幼稚園教育の内容の充実に向け取り組んでまいりたいということで御理解いただきたいと思います。

- 23番（原 重樹君） 今まで果たしてきた私立幼稚園との兼ね合いがあるという教育委員会の配慮はわからないことはありませんが、公の教育という立場からはつきりさせていく必要があると思います。これは休園措置に踏み切る時点から論議をされてきたことですし、やり出すと長くなるのでやめますが、先ほどの話の中の国府や伯太の2年保育の件がありま

したが、伯太は次の年に実際に20名を切ったので、これは大変だということで踏み切ったということは否めない事実だと思うんです。他の園等も含めて今後のことを考えた場合、本当に人数だけでは問えないという公教育の果たすべき役割があると思います。その辺を十分に考えていただかないといけないと思います。これが学校やつたら、こんなわけにはいかんでしょう。過疎地帯でないからまさか20人を切るなんてことはないとは思いますが、本当に公教育としてのあり方をはっきりさせるべきだと思います。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

- 23番（原 重樹君） 共産党議員団といたしましては、今の質問でも述べましたが、今回の廃園措置そのものにつきましては、そもそも休園措置をしていく時点からいろいろ申し上げましたが、公教育の果たすべき役割、あり方等が議論されてきましたし、今も少し触れました。他方、伯太、国府の2年保育等もしてきております。今回、地元で同意がされていはるといえ、公教育の役割を果たしていくことからは納得できない。先ほどの答弁でも、不本意だ、というお言葉もありましたが、その点からいたしましても、これは本当に公教育が果たしていく役割からすれば、廃園措置はよろしくないということで反対をいたします。

- 議長（田中昭一君） 御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

ありがとうございました。挙手多数であります。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中昭一君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時57分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第35「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第27号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年7月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

第1条 和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を第11項とし、第9項を第10項とする。

附則第8項中「平成2年度」を「平成7年度」に改め、同項を第9項とする。

附則第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例）

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）と、「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

第2条 和泉市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

前条による改正後の和泉市国民健康保険条例附則第6項を次のように改める。

（公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例）

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前々年中又は前年に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第15条又は第21条の規定の適用については、第15条第1項中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に

係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

第3条 和泉市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第1条による改正後の和泉市国民健康保険条例附則第11項を第12項とし、第10項を、第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)

9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者が地方税法附則第35条の2第1項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第15条及び第21条の規定の適用については、第15条第1項及び第21条第1号中「1)及び山林所得金額」とあるのは「1)及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項及び第21条中「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、第15条第1項中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額及び山林所得金額並びに同法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第2項及び第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の算定」と、第21条第2号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附 則

- 1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成2年4月1日から、第3条の規定は平成3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の和泉国民健康保険条例附則第6項の規定は、平成元年度分の保険料から適用し、昭和63年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の和泉市国民健康保険条例附則第6項の規定は、平成2年度分の保険料から適用し、平成元年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の和泉市国民健康保険条例附則第9項の規定は、平成3年度分の保険料から適用し、平成2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

先般の地方税法の一部改正の趣旨にかんがみ、国民健康保険料の負担の公平を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部長（麻生和義君） ただいま御上程をいただきました議案第27号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、国民健康保険料の算定につきましては、算定の特例規定を条例附則第6項から第10項に設け、実施いたしておりますが、今般、所得税法並びに地方税法が一部改正され、株式等に係る譲渡所得等に対しても分離課税の制度が設けられましたこと。また、みなし法人課税の特例期間が延長されましたことに加え、年金所得が給与所得から雑所得に変更されましたこと、旧ただし書き所得を基準とする本市の場合、65歳以上の年金所得者が負担増となりますことから、これを軽減するため所要の改正が必要となったものでございます。

その内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、附則第6項から第10項を1項ずつ繰り下げ、繰り下げた後の附則第9項について、地方税法改正に伴いまして平成2年度を平成7年度に改めるものでございます。

次に、附則第5項の次に新たに附則第6項として、公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例を設けるものでございます。これは公的年金等に係る所得が、給与所得から雑所得に変更されましたことに伴い、65歳以上の年金所得者に対する平成元年度の保険料軽減世帯の判定に当たっては、給与所得における控除額135万円と雑所得の控除額120万円とでは15万円の差が生じるためこれを別途控除し、負担増とならないよう対処するものでございます。

次に、第2条でございますが、ただいま御説明を申し上げました附則第6項は、政令軽減についての軽減措置であることからこれを改め、平成2年度の保険料賦課に際しても同様に17万円を控除し、負担の軽減を図るものでございます。

次に、第3条でございますが、附則第9項から第11項を1項ずつ繰り下げ、附則第8項の次に新たに第9項として、株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例を設けるも

のでございます。これは前段で御説明を申し上げましたとおり、地方税法では、新たに株式等の譲渡所得等について分離課税の制度が設けられましたが、本市国民健康保険条例の規定では保険料算定には含まれず、保険料負担の公平を欠くことになりますので、これを是正するため保険料の算定の特例規定を設ける必要が生じたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例のうち第1条の改正規定は、公布の日から施行し平成元年度の保険料から、第2条の改正規定は、平成2年4月1日から施行し平成2年度の保険料から、また、第3条の改正規定は、平成3年4月1日から施行し平成3年度の保険料からそれぞれ適用することとし、それぞれの年度以前の保険料については、従前の例によることと定めてございます。

以上で提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、参考資料に新旧対照表を添付いたしておりますので御高覧いただき、何とぞよろしく御審議の上、原案通り可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第36「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第28号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

（給与からの控除）

第44条 職員の給与から控除できるものは、法律で特に認められたものを除くほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社団法人大阪府市町村職員互助会に支払うべき職員の会費及び返還金の額
- (2) 金融機関に支払うべき職員の定期的積立金及び返還金の額
- (3) 職員が契約した団体生命保険及び損害保険の保険料
- (4) 職員の福利厚生を目的とした団体に支払うべき職員の費用
- (5) 職員団体に支払うべき職員の費用

第45条を第46条とし、第44条の次に次の1条を加える。

（給与の口座振込み）

第45条 職員の給与は、職員からの申出により、口座振替の方法により支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第45条の改正規定は、平成元年9月1日から施行する。

理 由

近年の社会経済情勢の変容に伴い、給与支払事務の簡素・合理化を図るとともに、関係規定の所要の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいたしました議案第28号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室神藤より提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。
まず、提案の理由でございますが、近年の社会経済情勢の変容に伴いまして、行政事務面においてもコンピューター等の機械化が著しく進展する中、本市においても給与支払い事務

の簡素合理化を図るため、現在、現金で支給しております職員の給与を職員の銀行等の口座に直接振り込むことができるよう新たに規定いたしますとともに、職員の給与から法律によって控除できる所得税等、法定控除以外の職員の費用についても直接控除できる旨、この際、条例上に明記いたすものでございます。

次に、その内容でございますが、議案書72ページの条例案第44条の改正は、職員の給与から直接控除できる職員の費用を列挙してございまして、それぞれ

- (1) 社団法人大阪府市町村職員互助会に支払うべき職員の会費及び返還金
- (2) 金融機関に支払うべき職員の定期的積立金及び返還金
- (3) 職員が契約した団体生命保険及び損害保険の保険料
- (4) 職員の福利厚生を目的とした団体に支払うべき職員の費用
- (5) 職員団体に支払うべき職員の費用

これら5項目につきまして直接控除できる旨、条例上規定いたすものでございます。

次に、条例案第45条につきましては、今般、新たに職員給与の口座振替制度の導入に際しまして、職員の申し出により口座振替の方法によって職員の給与を支給できるよう規定を設けようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございますが、給与の口座振替の規定につきましては、本年9月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第37「平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第29号

平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成元年7月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定める
ことを目的とする。

（特例）

第2条 平成元年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38
年和泉市条例第16号）第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の1
40」とあるのは「100分の149」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を
乗じて得た額に3,000円を加えて得た額」とする。

2 平成元年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例（昭和31年和泉市条例第20号）第5条の規定の適用については、同条第2項中
「100分の190」とあるのは「100分の199」と、「割合を乗じて得た額」とあ
るのは「割合を乗じて得た額に3,000円を加えて得た額」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 平成元年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する
条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期
末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額
する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室理事（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第29号「平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、市長公室神藤より提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中で、平成元年6月支給分の期末手当に限り、特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「100分の140」とあるのを「100分の149」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とし、一律100分の9プラス33,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中「100分の190」とあるのを「100分の199」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とし、一律100分の9プラス33,000円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第38「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第30号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を次のように制定する。

平成元年7月11日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和27年法律第117号)第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の懲戒免除)

第2条 職員(この条例施行前に職員でなくなった者を含む。)のうち、法令及び法令に基づく条例の規定により、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かってその懲戒を免除する。

(職員の賠償責任に基づく債務の免除)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合も含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年2月24日から適用する。

理 由

昭和天皇の崩御に際し、大赦及び一般的復権が行われたことに伴い、国家公務員に準じて本市においても職員の懲戒免除及び賠償責任に基づく債務の免除を実施するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室理事（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第30号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例制定について」、市長公室神藤より提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、昭和天皇の崩御に伴いまして、大赦、一般的復権及び国家公務員等に関する懲戒免除並びに賠償責任に基づく債務の免除が行われたことに準じまして、本市においても職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、本条例案第2条は、昭和64年1月7日前の行為によって、平成元年2月24日前に減給又は戒告の処分を受けた職員について、2月24日以降将来に向かってその懲戒を免除しようとするものでございます。

また、本条例案第3条は、職員が市の現金、物品等を故意又は重大な過失によって亡失したり損傷した場合には、地方自治法上の規定によりその生じた損害を賠償しなければならないこととなっておりますが、昭和64年1月7日前の事由によるものは、同様に免除しようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行し、本年2月24日から適用するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（並河道雄君） いろいろ説明がありましたら、名前は結構ですが、対象になる方は何名おられるのか。

それと、本市の条例定数は何人か。そして、現実の職員数は何人おられるのか。

それから、アルバイトがおられますか、この際、お聞きをしたいが、不祥事があった場合の管理責任はどうなっているのか、お聞きをしたい。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 人事の鹿島からお答えいたします。

対象になる人数は何人か、ということでございますが、例1の免除された日以降は減給されない本来の給与額に戻るということですが、これはゼロでございます。例2といたしまして、過去の減給、戒告処分者の人事記録の記載事項が将来に向かって免除されるものが、減給で27名、戒告で33名ございます。

それから、2番目の条例定数でございますが、和泉市職員の定数条例では、1,763名で

ございます。そして、職員の実数ですが、1,749名となってございます。

それから、3番目のアルバイトの問題ですけれども、アルバイトにつきましては地公法の適用がございますので、服務監督を含めまして各課長が行っておるところでございます。

○ 5番（並河道雄君） アルバイトの不祥事などがあった場合、相手方は市の職員やと見る場合もありますのでね。交通事故とかあるでしょう。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 先ほど、御説明いたしましたように、地公法の適用がございますので、不祥事があった場合には、解雇等に発展する場合もございます。

○ 議長（田中昭一君） 他にございませんか。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。今、人数その他は並河さんから聞かれましたが、私は、質問というよりは、今回のこの条例提出につきまして、恩赦の問題について、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

本条例は、理由にありますように、昭和天皇の死去に際しまして大赦及び一般的復権が行われたことに伴い、和泉市でも条例が提出されたわけです。そもそも恩赦というのは、明治憲法のもとで始まったものでして、明治憲法の第16条で天皇の大権の1つとして出てきております。それは天皇が非常に慈悲深いことを表わす1つのものとして、恩恵としてこういうものを出してきたわけです。君主である天皇一家の慶弔に伴って恩恵を施し、刑罰などを赦免していくこうということです。当時のことですから今とはかなり状況も違うんですが、鬱積していた国民の不安や不満を和らげる一定の効果も果たしてきたわけです。

恩赦は、明治以来今までに18回行われております。敗戦の年の10月に第2次世界大戦の終結を機会に行われたものもありますが、18回のうち11回が天皇家の慶弔に関するものです。かなり天皇家そのものにかかる恩赦が非常に多いということも、そういうことがうなづけるわけです。戦後は新しい日本国憲法のもと、天皇が認証するとなっておりますが、恩赦は内閣の権限に移ったわけです。しかし、恩赦が行われるのは、何事がなくても個々の事案に即して常時行われる個別恩赦、それから、今回のように何事かがあって一律かつ大規模に行われる政令恩赦、さらに、これに伴うものとして特別恩赦等があります。何事もないに行われる個別恩赦はそれなりに問題もあり、個々の事案に応じて刑罰の具体的な妥当性もないことはないんですが、今回のような恩赦は、非常に重大な問題を含んでいるわけです。

そこで、現在の国民主権のもとで行われる恩赦ですが、天皇家の慶弔、いわゆる今回は昭和天皇が死去したということですが、これを国家的なものに格上げしていこう、この辺に大きな問題があるとわれわれは考えておるんです。それを機会に恩赦を行うのは、内閣そのものが新しい日本国憲法のもとで託されている恩赦の権限を乱用しているんじゃないかという

ことさえ、学者の中でも言われております。それを政治的に利用するという状況です。天皇の死去に伴って全国各地でいろんな問題の追及が行われております。今、ここで長崎市長のように天皇の政治責任をどう考えるか、ということを改めて問い合わせませんが、それ以降、天皇の死去そのものが政治的に利用されたという状況にあるわけです。

合わせて、今回の天皇の死去が、かつてに国民全体が悲しむべきものだというふうに政府の押し付けにもなってきております。天皇の死去そのものが与えた影響は、刑罰を与えるかわりになり得るかどうか、というところが非常に疑問があると思うんです。その点で今回、天皇の死去を利用した恩赦そのものにわれわれは反対をしているわけですので、共産党議員団としては、今回のこの条例案そのものにも反対を表明したいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。

お諮りいたします。反対意見がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案通り可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第39、「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第31号

平成元年和泉市一般会計補正予算（第1号）

平成元年和泉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,208,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17. 繰 越 金			83,061	83,061
	1. 繰 越 金		83,061	83,061
歳 入 合 計		32,125,000	83,061	32,208,061

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		321,143	2,540	323,683
	1. 議 会 費	321,143	2,540	323,683
2. 総 務 費		3,575,859	15,641	3,591,500
	1. 総 務 管 理 費	2,361,855	7,893	2,369,748
	2. 徴 税 費	525,515	3,265	528,780
	3. 戸 編 住 民 基 本 台 帳 費	227,055	1,888	228,943
	4. 選 挙 費	63,635	260	63,895
	5. 統 計 調 査 費	25,244	131	25,375
	6. 監 査 委 員 費	27,769	208	27,977
3. 民 生 費	7. 同 和 対 策 費	344,786	1,996	346,782
		8,986,869	26,283	9,013,152
	1. 社 会 福 祉 費	3,362,965	3,690	3,366,655
	2. 児 童 福 祉 費	3,078,507	21,659	3,100,166
4. 衛 生 費	3. 生 活 保 護 費	2,539,024	934	2,539,958
		3,721,320	3,728	3,725,048
	1. 予 防 衛 生 費	1,938,252	1,962	1,940,214
	2. 環 境 衛 生 費	1,713,385	1,592	1,714,977
5. 農 林 水 產 業 費	3. 墓 地 管 理 費	57,817	174	57,991
		293,223	1,270	294,493
6. 商 工 費	1. 農 業 費	289,122	1,270	290,392
	1. 商 工 費	237,684	864	238,548

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 土木費		5,804,485	8,424	5,812,909
	1. 土木管理費	247,634	1,998	249,632
	2. 道路橋梁費	848,290	676	848,966
	3. 河川水路費	256,792	103	256,895
	4. 都市計画費	1,856,636	3,068	1,859,704
8. 消防費	5. 住宅費	2,595,133	2,579	2,597,712
		914,979	6,792	921,771
9. 教育費	1. 消防費	914,979	6,792	921,771
		3,512,456	17,519	3,529,975
	1. 教育総務費	415,404	1,585	416,989
	2. 小学校費	1,291,733	5,640	1,297,373
	3. 中学校費	738,625	3,375	742,000
	4. 幼稚園費	403,810	2,635	406,445
	5. 社会教育費	535,594	3,912	539,506
	6. 保健体育費	127,290	372	127,662
	歳出合計	32,125,000	83,061	32,208,061

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、ただいま御上程をいたしました議案第31号「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主な内容は、期末手当の特例措置による人件費の追加でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。84ページをお願いいたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,306万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億806万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。90ページをお願い

いたします。

議会費254万円。総務費1,564万1,000円。民生費2,628万3,000円。衛生費372万8,000円。農林水産業費127万円。商工費86万4,000円のそれぞれ追加計上でございますが、これらは期末手当の特例措置によるものでございます。

次に、土木費842万4,000円の追加でございますが、これは公共下水道事業特別会計への繰出金追加58万3,000円及び期末手当の特例措置による追加でございます。

消防費につきましては、期末手当の特例措置による追加679万2,000円を計上いたしたものでございます。

最後に、教育費でございますが、期末手当の特例措置による追加及びPTA行事委託料追加68万6,000円、合わせて1,751万9,000円を追加計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。89ページをお願いいたします。

先ほど来の歳出予算に充当いたします歳入財源でございますが、前年度繰越金8,306万1,000円を充当いたしてございます。これは昭和63年度実質収支見込み額におきまして1億9,000万円余の黒字が見込まれる予定でありますので、今回、その一部を計上いたしたものでございます。

なお、昭和63年度の財政運営につきましては、減税等の影響により自主財源が鈍化した年でありましたが、議員各位の本市行政各般にわたる御指導、御鞭撻をいただき、おかげをもちまして実質収支、単年度収支とも黒字決算の見込みの状況でございます。本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる次第であります。今後、なお一層財政構造の改善に努める所存でございますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第31号「平成元年度和泉市一般会計補正予算(第1号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長(田中昭一君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第40「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第3.2号

平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成元年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,532,221千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰越金			979	979
	1. 繰越金		979	979
歳入合計		6,531,242	979	6,532,221

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		168,081	979	169,060
	1. 総務管理費	53,004	416	53,420
	2. 徴収費	113,105	563	113,668
歳出合計		6,531,242	979	6,532,221

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第32号「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

主な内容につきましては、職員の期末手当の特例措置による人件費の追加でございます。

まず、予算第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,222万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」とおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。107ページをお願いいたします。

職員の給与改定等による追加計上でございまして、総務管理費で41万6,000円、徴収費で56万3,000円、合計97万9,000円を計上したものでございます。

これに充当いたしますの財源といたしまして、前年度繰越金を同額計上いたした次第であります。

以上、まことに簡単でございますが、議案第32号「平成元年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第41「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第33号

平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成元年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,993,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		671,239	583	671,822
	1. 一般会計繰入金	671,239	583	671,822
歳 入 合 計		1,922,462	583	1,993,045

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 下水道事業費		1,675,329	583	1,675,912
	1. 下水道総務費	717,785	231	718,016
	2. 下水道整備費	957,544	352	957,896
歳 出 合 計		1,992,462	583	1,993,045

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第33号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

主な内容につきましては、職員の期末手当の特例措置による人件費の追加でございます。予算書の第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万3,

000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,304万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。113ページをお願いいたします。

まず、歳出予算でございますが、公共下水道事業として58万3,000円追加いたしました。内容といましましては、期末手当の特例措置による人件費の追加でございます。

これに充当する歳入予算でございますが、一般会計よりの繰入金58万3,000円を追加計上いたしたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、今回、御上程をいただきました議案第33号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案通り可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第42「平成元年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第34号

平成元年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成元年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成元年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「16,800千円」を「16,813.5千円に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	2,090,868千円	4,724千円	2,095,592千円
第1項 営業収益	1,935,578千円	4,724千円	1,940,302千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,184,190千円	4,724千円	2,188,914千円
第1項 営業費用	1,863,641千円	4,724千円	1,868,365千円
第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「193,097千円」を「193,619千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。			

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	5,881,07千円	522千円	5,88,629千円
第1項 建設改良費	4,20,400千円	522千円	4,20,922千円
第5条 予算第7条中職員給与費「642,935千円」を「648,181千円」に改める。			

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（岩井益一君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第34号「平成元年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、水道部岩井から御説明を申し上げます。

今回、補正をいたします理由は、期末手当の特例額支給に基づく措置であります。

第2条では、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正いたし、また、第3条においても同様、予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、収益勘定支弁職員の給与費に係る水道事業費用中の営業費用について、手当同額の所要額472万4,000円追加計上し、補正後の水道事業費用を21億8,891万4,000円といたしますものでございます。

なお、追加に見合う所要財源といたしましては、同額を給水収益をもって予定し、補正後の水道事業収益を20億9,559万2,000円といたしますものでございます。

次に、第4条におきましても前条と同様、予算第4条に定めた資本的支出予定額のうち、資本勘定支弁職員の給与に係る建設改良費について52万2,000円を追加し、補正後の資

本的支出を5億8,862万9,000円といたすものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。詳細につきましては118ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第43「平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第35号

平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成元年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
【支 出】			
第1款 病院事業費用	4,548,600千円	1,9,909千円	4,568,509千円
第1項 医業費用	4,349,780千円	1,9,909千円	4,369,689千円
第3条 予算第8条中、職員給与費「2,449,880千円」を「2,469,789千円」に改める。			

平成元年7月11日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第35号「平成元年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回の補正是、先ほど御議決を賜りました「平成元年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定」によりまして、病院事業費用中の職員給与費の補正が必要となったものでございます。

それでは、補正予算各条について御説明申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用45億4,860万円に1,990万9,000円を追加し、補正後の病院事業費用を45億6,850万9,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございます。第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額24億4,498万円を24億6,978万9,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付いたしておりますので、御参照賜りたくお願いを申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第35号の提案理由並びにその内容でござります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（田中昭一君） 次に、日程第44「南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトの早期廃絶を求める決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

決議第1号

南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトの早期廃絶を求める決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年7月12日

提出者

和泉市議会議員

並河道 雄

西口秀光

天堀 博

松尾孝明

出原平男

竹内修一

奥村圭一郎

坂口敏彦

南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトの早期廃絶を求める決議

世界人権宣言が国際連合で採択されて40年を経過した今日、差別の撤廃と人権確立は、全人類が強く求めるところとなっている。

しかるに、南アフリカ共和国においてはアパルトヘイト（人種隔離政策）と呼ばれる世界で最も深刻な差別政策が維持され、同国の人口の73パーセントに達する先住民の人達が選挙権を奪われ、国土のわずか13パーセントの荒地に住むことを強制されている。

このことに対し、国際連合は「人類に対する犯罪」であるとして早急な廃絶を求めて続けているが、今日もなおアパルトヘイト政策が改められていない。

よって、本市議会は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、アパルトヘイトの早期廃絶を強く南アフリカ政府に求めるとともに、日本政府がアパルトヘイトの早期廃絶を求めた措置をとることを要請する。

以上、決議する。

平成元年7月12日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中昭一君） 提案の趣旨説明を願います。

○ 5番（並河道雄君） ただいまの局長朗読どおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決議第1号は原案どおり決議することに決しました。

○ 議長（田中昭一君） 次に、日程第45「米空母の水爆搭載機転落水没事故の真相究明を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第5号

米空母の水爆搭載機転落水没事故の真相究明を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成元年7月12日

提出者

和泉市議会議員

天堀 博
並河道 雄
坂口 敏彦
出原 平男
西口 秀光
奥村 圭一郎
竹内 修一
松尾 孝明

米空母の水爆搭載機転落水没事故の真相究明を求める意見書

昭和40年12月5日、沖縄の北東約200海里において、米空母「タイコンデロガ」か

ら、水爆を搭載した艦載機が転落、水没したままになっているという事実が明らかになり、国民に大きな動搖を与えていた。

しかも、同艦はこの事故の直後に横須賀基地に入港したとの報道があり、国民には核持ち込みについての疑惑や環境汚染に対する不安感が一層深まっている。

よって、政府は、国民の不安を解消するため、環境汚染への影響調査はもとより、事故の真相を速やかに究明し、全容を明らかにするとともに、非核三原則厳守の立場での的確な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年七月十二日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中昭一君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。現在、世界的に核兵器を廃絶しなければならないという世論が高まっているときでありますし、また、各国、各地で原子炉の事故、原子力潜水艦の事故等の問題が起こってきております。ところが、昭和40年といいますから今から24年ほど前でありますけれども、水爆を搭載した艦載機が転落水没したという事故が、これまた、最近になって判明したわけです。

特に日本政府は、非核3原則を厳守するという立場をとっていますので、この点からも真相究明を求め、同時に非核3原則を厳守するため的確な措置を講じられるよう要望するところであります。議員皆様方の御賛同をお願いしたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第5号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（田中昭一君） 以上をもちまして本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る11日、本年第2回の定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、この暑い折りにもかかわりませず連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

本議会を通じまして議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重いたし、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、今後なお一層の御支援、御協力を寄せをいただきますようお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、これからも暑さが一段と厳しくなってまいります。また、参議院議員選挙も中盤に入りまして、議員皆様方には何かとお忙しいことと存じますが、どうかくれぐれも御自愛をいただきまして、今後、なお一層御健勝で御活躍あらんことをひたすらお祈りを申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきます。長時間、まことにありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長（田中昭一君） 一言、御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会におきましては、議員皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわりませず終始御熱心に、しかも慎重御審議を賜りまして、全議案を予定されました日程より早く終了できましたことを議長として心から厚く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、本定例会を通じて種々指摘、要望された諸事項を謙虚に受けとめられまして、鋭意努力されることを特にお願いを申し上げます。

最後に、暑さ厳しい折から議員皆様方には健康に十分留意せられまして、市政発展に一段の御助力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成元年第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後1時53分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員